

令和7年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和7年12月9日 午前10時00分 開会
午後 3時47分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	福本善之	2番	木村公
3番	靄本義明	4番	速水一生
5番	西川善浩	6番	杉本訓規
7番	梨本洪珪	8番	吉村始
9番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	藤井本浩		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 3番 靄本義明 4番 速水一生

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回葛城市議会定例会3日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきをお願い申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番、靄本義明議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、靄本義明議員。

靄本議員 皆様、おはようございます。このたび市議会議員として初めて壇上に立たせていただきます、公明党の靄本義明でございます。市民の皆様の声を市政に届けるべく、誠心誠意取り組んでまいります。

ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問をさせていただきます。私の質問は2点でございます。1つ目は、公共交通について。2つ目は、中学校の制服代についてでございます。

これより先は質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 日頃より市政発展にご尽力いただいている皆様に感謝申し上げます。これより質問を2点させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず1つ目は、公共交通についてです。現在、高齢化の進展に伴い、買物、通院、福祉施設や行政手続など、日頃の移動手段として公共交通の重要性は年々高まっております。特に運転免許を返納した高齢者の方や車を持たない若年層からは、バス停が遠い、本数が少ない、目的地まで行けないという声が寄せられております。地域の足を守ることは、住み続けられるまちづくりの根幹であり、今回は、公共交通の利便性向上について具体的な改善策を提案したく、一般質問をさせていただきます。

現在お寄せいただいている意見としまして、最寄りのバス停が遠い、1日の運行本数が少ない、帰りの便がない、乗り継ぎが成立していない、バスを待っている間、ベンチがなく、また、長時間待つのがつらい、時刻表が分かりにくいなど、切実な声が寄せられております。

まず質問いたします。市内公共交通は、環状線バスの内回り、外回りの蓮花ちゃんバスの2ルート、當麻ルート、長尾・疋田ルート、寺口ルートのミニバスはや号の3ルート、現在、予約型乗合タクシーの笛堂・薑ルート、笛吹・梅室ルートの2ルートの計7ルートがありますが、令和6年度の利用者数と1日の利用平均人数を伺います。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

令和6年度の利用者数と1日平均の利用者数について、それぞれのルートごとにお答えいたします。まず、環状線の外回りについては、利用者数は2万2,933人、1日平均の利用者数は64.24人。環状線の内回りについては、利用者数は1万6,102人、1日平均の利用者数は45.10人。ミニバスのA、當麻ルートについては、利用者数は4,754人、1日平均の利用者数は13.32人。ミニバスのB、長尾・疋田ルートについては、利用者数は6,555人、1日平均の利用者数は18.36人。ミニバスのD、寺口ルートについては、利用者数は1,196人、1日平均の利用者数は3.35人。予約型乗合タクシーで運行しておりますE、笛堂・董ルートについては、利用者数は427人、1日平均の利用者数は1.20人。同じく予約型乗合タクシーのF、笛吹・梅室ルートについては、利用者数は242人、1日平均の利用者数は0.68人となっております。

以上です。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。今ご答弁いただきました各ルートの利用状況から分かることは、環状線につきましてはまだ一定の利用がある一方で、ミニバスの一部ルートや予約型乗合タクシーにおいては、1日平均の利用者数が極めて少ない状態であることが分かりました。

次に、現在、市内の公共交通についてのお問合せやご要望の内容を教えてください。また、実態に即した路線見直しについて、交通事業者との協議状況と今後の方針をお伺ひいたします。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 まず、市内の公共交通に対するお問合せや要望について、昨年度に開催した市政フォーラムにおいて、便が少ない、停留所が少ない、また、停留所を増やしてほしい、買物時の便が悪いといった意見がございました。これらの意見に対して実態に即した路線の見直しを行っているのかという点につきましては、市民の方々のご意見、ご要望で簡単に実施可能であるもの、例えばバス停の修繕などは市ですぐに対応を行ったり、改善に関するご意見、即時で改善できるものは、運行事業者と協議して実施しております。しかしながら、大幅な改正を伴う案件である場合は、本市には大字要望制度もありますので、大字要望として提出をいただいた上で、担当課で具体化に向けて検討を行うこととなります。仮に、これらに関する要望が大字要望として出てきた場合には、制度の流れといたしましては、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づいた協議会である葛城市地域公共交通活性化協議会において、ルートやダイヤ等を承認いただいた上で見直しを行うものになります。その際の具体的な交通事業者との協議相手は、環状線、ミニバスについては奈良交通、予約型乗合タクシーについてはサンキュータクシーとの協議になります。

以上です。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。葛城市として、市民の皆様の声を丁寧を受け止め、対応可能なものについては速やかに改善を行っていただいていることを改めて確認しました。特にバス停

の修繕や運行事業者との協議による細やかな改善などの取組を進めていただいている点は評価いたします。大幅な路線改正を伴う案件につきましては、大字要望制度を活用し、地域としての意思を整理した上で地域公共交通活性化協議会での協議が行われるという明確な流れもご説明いただきました。今後、地域の皆様が公共交通の改善を求める際には、この大字要望制度を積極的に活用していただくことが、より実態に即した見直しにつながるものと考えます。また、私自身、地域の皆様からのご意見、ご要望をこれまで以上に丁寧に把握し、その内容を適切に整理した上で、大字要望制度を積極的に活用しながら、公共交通の改善につなげてまいりたいと思います。

次に質問です。高齢者が公共交通を利用する上で最もネックとなるのが、自宅からバス停までの距離、いわゆるラストワンマイルであります。バス停まで距離が遠い方や坂道が多い地区、または歩道整備が十分でない地区では、バス停まで歩くこと自体が困難であり、乗りたいが乗れないという実態があります。これを柔軟に補うのがデマンド型交通でもあります。自宅付近から乗れる、病院やスーパーへ直行できる、高齢者の移動手段として役立つと高い評価が得られています。県内では、香芝市や平群町などの自治体がデマンド型交通を導入されています。葛城市として、デマンド交通の導入についてこれまでどのような検討が行われてきたのか。また、モデル地区を設定しての試行運転など、具体的導入に向けた市の考えをお聞かせください。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 これまでに利用者数が低調になっている予約型乗合タクシーのE、笛堂・薑ルート、F、笛吹・梅室ルートについては、エリア内に限定した定時定路線型のデマンドによる運行を行っております。これまでこの路線でA I デマンド等を導入し、更に便利になる運行ができないか検討しております。その結果として、運行費用が試算値として3か月で、現在予約型乗合タクシーに委託している年間委託料の約1.5倍の経費がかかることが判明しました。A I デマンドの実証運行については、国からの補助があるものの、本格運用になった際には市の単独費となることから、本市では実証実験を含めた導入を見送った経緯がございます。他の自治体で導入しているA I デマンドによる運行は、市民の方々にとっては便利なものであると認識しておりますが、費用対効果や長期的な財政負担等を考慮しますと、現在の運行費用の更なる増加や実施可能な事業者の確保、また、運行事業者の運転手不足など様々な観点から、実現には更に検討が必要になると考えております。利用者数が低調になっている路線については、他市町村の事例等を参考に、葛城市に合った運行形態ができないか、引き続き研究を行ってまいります。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。これまでA I デマンドの可能性まで幅広く検討してこられたこと、また、試算の結果として、費用の増大や運転手不足といった現実的な課題が大きいことは理解しました。葛城市として、地域の事情に合った、持続可能で使いやすい公共交通の在り方を引き続き探っていただきたいと思います。財政面の課題も見据えつつも、将来の移動確保につながる前向きな検討が進むことを期待しております。

次に、現在、公共交通に関するパンフレット、路線図、時刻表につきまして、経路が見づらいい、どこを通っているのかが分からない、乗り継ぎがどこでできるのかが分からない、時刻表が小さくて見えない、地図が複雑で分かりにくいなどの声が寄せられております。市としてせっかく公共交通の整備を進めていても、情報が分かりにくければ、乗りたいのに乗れないという状況につながってしまいます。また、医療機関や買物や福祉施設へ行きたい場合、どこで乗るのか、どこで降りるのか、何分に出るのかといった情報が、市民にはまだまだ把握しづらい現状です。

そこでお伺いいたします。特に高齢者に配慮した大きな文字、見やすい経路図、主要施設への行き方をまとめた目的地案内などの作成を検討する考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 公共バスの路線図、時刻表について1枚で全ての情報を掲載すると、情報量が多くなり、字が小さくて地図についても少し見づらくなることは認識しております。このため、バスの時刻表につきましては、葛城市では、最寄りのバス停から目的地のバス停までのバスの時刻表を簡単に知りたいという声にお答えした形で、ルート名と時刻だけを載せたマイ時刻表を作成しております。自分の乗りたい場所と降りたい場所の時刻表の行きと帰りの時刻を、A4サイズもしくは名刺サイズで作成してお渡ししております。それ以外にも、乗換え案内サイトやアプリ、また、グーグルマップで出発地と目的地を入力すると、環状バスとミニバスの運行情報については、鉄道などの公共交通機関と組み合わせた移動時間や所要時間などを調べることができるようになっております。高齢者の方に配慮した大きな文字、見やすい経路図、主要施設への行き方をまとめた目的地への案内ができるように、葛城市として引き続き取り組んでまいります。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。高齢者の方々を含め、市民にとって利用しやすい情報提供の在り方について、市として課題認識を持ちながら取り組んできておられることを確認いたしました。特にマイ時刻表などの作成など、利用者の視点に立った工夫を進めていただいている点は評価するものであります。しかし、認知度は極めて低いと考えております。また一方で、大きな文字による表示や、主要施設への経路を分かりやすく示した案内図の整備は、公共交通の利用促進において今後ますます重要になるものだと考えております。葛城市としましても、引き続き、高齢者の方々にも配慮した、見やすい、理解しやすい情報提供の充実に努めていただきますよう強く要望申し上げます。

最後に市長に、今後の公共交通に対しましてのお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 先ほど部長が申しあげましたように、路線の見直しやダイヤの変更は、利用状況やアンケート結果も踏まえて、葛城市地域公共交通活性化協議会で協議を行い、見直しを行うものになっております。現在、葛城市では、市民の皆様にはコミュニティバスを利用いただきやすいように、公共バスと予約型乗合タクシーの運賃を市が負担し、利用者の皆様には実質無

償で令和3年度から実施をしておるところでございます。また、8月にございました中学生の「志」議会で提案をいただきました、子どもたちの絵をコミュニティバスの中で展示して移動美術館のようにすることも、現在実施する方向で進めておるところでございます。

靄本議員からご意見のありました、見やすい路線図や時刻表の掲示など、市民の皆様、特に高齢者の皆様の病院や買物支援などの移動手段の確保に努めながら、市民が利用しやすい運行について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。市長から、今後の公共交通の在り方について前向きなお考えを伺うことができました。公共交通は市民の皆様の日々の生活を支える基礎であります。とりわけ、高齢者の方々の外出の安心につながる欠かせない仕組みであります。だからこそ、私自身も、市民の皆様の声にこれまで以上に丁寧に耳を傾け、大字要望制度を積極的に活用し、改善につなげていきたいと考えております。今後の取組に期待し、今回の公共交通の質問を終わらせていただきます。

次に2つ目の、中学校の制服代についてでございます。本年9月、松林前議員と私から葛城市教育長宛てに、葛城市の中学校における制服代等の保護者負担軽減に関する要望書を提出させていただきました。保護者の方々から、現在の物価高騰の中、特に中学校の制服代が高くなっている、兄弟が多いため負担が重い、指定店の価格が適正なのかが分からないといった声が数多く寄せられております。切実な課題であると考えております。

まず伺います。市内中学校の現行制服の販売価格は幾らでしょうか。また、制服以外に入学時にかかる費用として、かばん、体操服、上靴、体育館シューズ代を含めると幾らになるでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新庄中学校では、男子は、ブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイの4点で3万6,600円、女子は、ブレザー、スカートまたはスラックス、ブラウス、リボンの4点で3万6,400円となっております。白鳳中学校では、男子は、ジャケット、スラックス、ポロシャツの3点で3万5,000円、女子は、ジャケット、スカートまたはスラックス、ポロシャツの3点で3万5,000円となっております。さらに、かばん、長袖、半袖の体操服、上靴、体育館シューズを含めると、新庄中学校で約6万2,000円、白鳳中学校では約6万5,000円でございます。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。制服代本体に加え、かばんや体操服、上靴などを含めると、入学時に6万円を超える費用が必要であるということが分かりました。これは多くの家庭にとって決して軽い負担ではなく、保護者の皆様が入学準備に向けて大きな出費を迫られている実態を感じております。更に申し上げますと、入学時の費用だけではなく、実際には、夏用、冬用それぞれの制服やポロシャツ、カッターシャツなどの洗い替え分が複数必要となること

は、多くの保護者が日々実感しているところであります。こうした追加購入は年間を通じて発生し、その累積は決して小さなものではありません。

次に伺います。指定店制度を導入されていますでしょうか。また、複数業者による選択は可能なのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 制服の購入先につきましては、保護者や生徒が利用しやすい立地にあり、確実な納品実績とアフターサービス体制が整っていることなどの理由から、葛城市では以前より地元の衣料品店で取扱いがございます。現在の購入先は、新庄中学校が2店舗、白鳳中学校は1店舗となっております。

以上です。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。制服の購入先については、地元店舗が長年にわたり取扱いを行い、納品実績やアフターサービスなどの面から一定の信頼性が評価されていること、また、現状としましては、新庄中学校で2店舗、白鳳中学校で1店舗に限られていることが分かりました。確かに地元店舗が担ってこられた役割は大きく、その安心感は保護者にとって重要であります。しかしながら、購入先が限られていることにより、価格面やサービス面で比較の機会が少ないことも事実であります。保護者の選択肢が狭まっている状況は否めません。保護者の負担軽減の観点から、今後は、複数業者による価格競争の促進や比較しやすい環境づくり、購入方法の多様化など、より開かれた制度への検討が必要ではないかと感じております。葛城市として、既存店舗への影響を考慮しつつ、高齢者の選択肢確保という観点から、柔軟に対応を模索していただければと考えます。

次に伺います。制服価格がほかの市町村と比較して適正と言えるでしょうか。お伺いいたします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 制服価格につきましては、詰め襟やセーラー服、ブレザーであるかなどにより金額が変わることや、学校によりそれぞれ制服が違うことから、他市町村との比較は難しいと考えていますが、令和7年度から、白鳳中学校の制服が、男子の詰め襟、女子のセーラー服から男女ともジャケットへと変更になり、変更にあたりましては、学校運営協議会に諮り、校内で制服検討委員会を立ち上げ、PTAの方や保護者の意見を踏まえて、学校において十分検討され、決定をされた経緯等を考えますと、制服価格といたしましては妥当な価格であり、本市の制服が他市町村と比べまして高額であるということではないと考えております。

以上です。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。制服の仕様が学校ごとに異なるため、ほかの市町村との比較が難しいこと、また、白鳳中学校の制服変更については、保護者の意見を踏まえながら検討されたことは分かりました。妥当な価格であるのご説明ですが、実際には、洗い替えや季節ごとの準備など、保護者の負担が大きいという声があることも事実です。今後も、できる限り

負担を軽減できるよう、分かりやすい情報提供や工夫を重ねていただけるようお願い申し上げます。

次に伺います。市教育委員会には、制服代に関する保護者からの意見、苦情はどの程度寄せられていますでしょうか。家計負担が重くなっているとの声をどのように受け止めていますでしょうか。よろしくをお願いします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校に確認いたしましたところ、直接保護者からのご意見、苦情はございませんでしたが、学校教育課のホームページに白鳳中学校の制服が変わることについて、令和7年3月に1件、今までよりも金額が高くなるので補助はないかというご意見がございました。学校教育課からは、従前と比べ、男子の制服はサイズや品質によっては金額が少し高くなる場合もあるが、女子の制服は逆に安くなることや、新庄中学校とも同程度の金額であること、就学援助の制度があることをご案内をさせていただきました。本市といたしましては、特に子育て世帯に対する家計負担の軽減といたしまして、ゼロ歳児から2歳児までの第2子目以降の保育料の無償化や、18歳までの方の医療費の無償化、また、学校給食費につきましては、原材料費と給食費負担額との差額分につきましては公費により負担をさせていただくなど、保護者負担を軽減するための支援をさせていただいている状況がございます。

以上でございます。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 直接的な苦情が少ないものの、制服価格に関する不安の声が寄せられていることは、保護者の皆様が日々の家計の中で負担増を強く意識されていると受け止めております。葛城市として、保育料や医療費、給食費など幅広い支援に取り組んでいただいている点は評価しております。一方で、制服代は入学時に一度に大きな出費となるため、不安や戸惑いが表に出にくいという一面もあると考えております。引き続き保護者の声に丁寧に耳を傾け、必要に応じて情報提供や支援策の分かりやすい周知を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、制服代の実態調査をする考えはありますでしょうか。令和8年度以降の入学者に対して負担軽減策を講じるための検討スケジュールを示していただけますでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在のところ、実態調査につきましては考えておりませんが、市民の皆様や、特に子育て世帯の皆様に対してどのようなサービスが効果的であるかなど、引き続き検討してまいります。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 制服代の負担は、子育て世代にとって大きな心配事の1つであります。将来的な少子化対策の観点からも、丁寧に向き合う必要があると考えております。近隣の香芝市では、制服代購入への補助制度が導入されるなど、子育て世代を応援する取組が広がっております。葛城市でも同様の制度を導入するかどうかは、財政面で慎重な判断が必要であることは十分理解しております。まずはアンケート等による実態把握から一歩を踏み出し、令和8年度以降の入学者に向けた負担軽減策を前向きに検討していただきますようお願い申し上げ、私の一

般質問を終わります。ありがとうございました。

増田議長 靄本義明議員の発言を終結いたします。

次に、9番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。過去1年間、議長職を拝命しておりましたので1年4か月ぶりの一般質問となります。久しぶりなので、どうぞよろしくお願いいたします。本日、議長のお許しを得ましたので、一般質問として2点用意しております。

1点目、技術職職員に対する考え方について。2点目、災害予防観点からの食害被害木の対応の一元化についての以上2点です。

以降、質問は質問席よりさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 では、よろしくお願いいたします。

まず最初の質問になります。技術職職員に対する考え方についてなんですけども、これは何かというと、ある事例から入っていくんですが、令和4年度の工事で当初予算1億4,966万6,000円、工事完了予定、当初、令和5年3月27日の予定が、結局年度をまたいだ5月31日となった新庄中学校南東部擁壁改修工事について伺います。

この工事は、既存ブロック擁壁を撤去し、コンクリート擁壁を築造するものであります。今年10月30日、新庄中学校の体育祭にご招待いただいた際に、新しく造った擁壁の上に施工されたコンクリート舗装スロープ、全面にわたって看過できないほどのクラックが発生しているのを見つけました。事務局は、資料の提示をお願いします。

まず、資料1、これがスロープに沿った、ちょっと分かりづらいですけども、クラックです。下から上まで延びております。次、資料2、お願いします。これが東側ですね。先ほどのは西側です。これ、東側の立ち上がりに沿ったクラックです。続いて資料3を。これが上の校舎につながるころの、カーブを曲がったところのクラックです。ありがとうございます。このように、西側の立ち上がりに沿ったクラックが実は非常に深刻であって、特にこのスロープ中盤のカーブ付近が非常にひどい状況にあります。

資料4の提示をお願いします。これが、画像が小さくて分かるかな。グラウンドから校舎までの間の、特に擁壁に沿った部分、擁壁から450ミリ入ったところで、幅約3ミリから6ミリ、これ、資料、5になってますけども、3ミリから6ミリ、それから、資料5をお願いします。深さ、これ、ノギスのデプスパーで図っているところなんで、入るところまでの深さなんですけども、これで約33ミリという状況のクラックが発生しております。画像結構です。ありがとうございます。

以上を踏まえて質問に入っていきます。まずお伺いしたいのが、この工事完了後2年半経過しておりますけれども、所管である教育委員会はこのクラックの発生に気づいていたのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

新庄中学校グラウンド擁壁のクラックにつきましては、確認をしております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 では、この事象を確認したのはいつでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 施工から約1年を経過いたしました令和6年5月に発生を確認しております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 平成17年の法律第18号、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条の7において、公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならないと定められております。このクラック確認後の対応はどうだったのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市職員がコンクリート舗装面にクラックを確認したことを受けまして、令和6年7月に工事監理事業者とともに対象の擁壁全体の状況を確認しています。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 確認されたということで、そうしたら、その際の工事監理者の見解というのはどのようなものだったのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 クラックはコンクリート舗装面上の発生であり、擁壁の構造体に影響はなく、安全上問題はなく、通常どおり使用が可能であるとの見解でございました。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 工事監理者によって通常どおり使用可能との見解が出たということですが、その後、現在までの対応についてはどうなっていますか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校運営上、また、安全面についても問題がないことから、経過観察をしているところでございます。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 経過観察ということでしたら、定期的な観察を行っているという意味になりますけども、どれぐらいのスパンで確認をされているのでしょうか。また、その間のクラックの状況はどのように推移しているのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和6年5月に確認した時点から約半年間は2週間に1回の観察を、その後は1か月に1度、経過を見ております。現状といたしましては、クラックの状況に大きな変化は見られません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 この2年半にわたって経過を観察されているということですが、この間、学校、議会への報告というのはどうなってますか。少なくとも私の記憶では議会に報告はなかったと記憶してるんですけど、いかがでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校のほうへは令和6年5月に状況を説明し、後日、安全上問題がないことを説明をしております。また、擁壁本体に影響するものではございませんので、議会へは報告はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 議会は予算を承認しましたが、それは工事が適切に設計どおり行われて、少なくとも耐用年数期間中は、見栄えも含めて、問題なく継続使用できるという施工が行われることを前提とした予算承認になっております。市教委と技術者の間で問題ないことを確認されていたとしても、第三者が見たときに不安になるような状況が発生しているのは事実であります。少なくとも予算承認して工事を進めた議会には報告があつてしかるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。教育長にお伺いします。

増田議長 樺本教育長。

樺本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の樺本でございます。

議会への報告についての問いでございます。ご指摘の当該工事につきましては、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、工事が設計書どおりに行われ、安全上、特に問題がなく、使用継続できる施工であることから、議会への報告はさせていただいてないところでございます。

ただいま議員お述べの、第三者が見たときに心配になるような事態が発生しているということでもございました。学校のほうにも確認をさせていただいたところ、現在まで、生徒や保護者、また地域の方から、この件についての問合せはいただいてないということでございます。ただし、以前から議会への報告につきましてはご指摘をいただいていることもございますので、今後適切に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 学校に対して、生徒や保護者、地域からは問い合わせないということでしたけども、先ほどの写真を私が撮っているときに、ちょうど中間テストの下校時に当たってたんですが、それ見た、そこで初めて気づかれたんだろうと思うんですけども、生徒の中には、いや、これ地震かな、怖いわというような声を発してらっしゃる方がいらっしゃったんです。だから、足元になかなか気づく方は少ないと思うんですけども、実際これ気づいたら、いや、この間工事したばかりなのに、今こんな起こってるのは大丈夫かなと不安に思うところはあると思うんです。ですから、今後、報告いただけるということですので、この辺り注意して、やっぱり議会、こういう形に対して我々誰も知らないというのも問題かなと思いますので、そこは重ねてお願いしておきます。

では続きまして、この工事内容について確認してまいりたいと思います。この工事は、現場打ちコンクリートによる施工であるのか。あるいはプレキャストコンクリート、いわゆる二次製品による施工のどちらになるのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 当該工事につきましては、擁壁の規模、形状に対応できるコンクリート二次製品がございませんので、現場打ちコンクリートにより施工をさせていただいております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 開示請求させていただいた設計図によりますと、この工事は、プレキャストコンクリートではなく、本市では過去に例の少ないU字擁壁を打設する工法で行われております。この工法を採用された理由をお聞かせください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 U型擁壁は、側壁と底盤が一体となったU字型、またはそれに類似の形状を有する擁壁のことですが、当該工事の擁壁の計画に当たりましては、学校敷地内を通る農業用水を貫通させる必要がございました。この要件と学校運営への影響を考慮いたしまして、施工範囲を最小限とすること、また、建築基準法の工作物の検査に適合すること、これらを満たす工法を検討した結果、U型擁壁が最適な工法であり、スロープの幅員も広く確保できることから、当該工法を採用いたしました。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 では、もう一度確認します。この工法の採用を最終的に決定したのは誰でしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 先ほど答弁させていただきました検討内容を踏まえまして、設計事業者と担当課の打合せの中でU型擁壁を採用することを決定いたしております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 担当課と設計事業者と協議の上、決定されたということ、分かりました。このU型擁壁については一応分かりましたが、そうしたら、続きまして、この転圧したスロープ面を覆っているコンクリート舗装路について、これは構造体として一体化に含まれるのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 コンクリート舗装路は、擁壁の構造体には含まれません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 では、そのスロープ部のコンクリート舗装路に対する法的な基準というのはどうなっていますか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 コンクリート舗装路は擁壁の構造体に含まれませんので、擁壁の構造体に課される建築基準法の適用外となり、法的基準はございません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 重要なところなのでもう一度確認しますね。つまり、問題となっているこのクラックのところはコンクリート舗装路ですね。安全性を定めた法令の適用外のところで発生しているものであって、問題はないという認識でいいのか、重ねて確認します。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 当該クラックにつきましては、コンクリート舗装部分で発生したものであり、擁壁本体の構造ではないことから、建築基準法上の問題はございません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 この打設コンクリート舗装路は、日常的に教職員の方々が通勤に使用されております。また、先々で校舎改修工事等が行われた場合には、車重のある工事車両の乗り入れも考えられることから、通過車両の車重と台数で施工規格が定められている、国土交通省の舗装の構造に関する技術基準が適用されるのではないのでしょうか。ちなみに、この基準の中にはコンクリート舗装のクラックについての規定も定められておりますが、この基準についてのお考えをお願いします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 ご質問の基準につきましては、不特定の一般車両が通行する道路に対して適用される基準になりますので、今回のコンクリート舗装路に当てはまるものではございません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 コンクリート舗装路のスロープについては、そもそも道路ではないという出発点に立たれている以上、本当に何をか言わんやです。コンクリート舗装の規格を法的に規定するものがない中で、建築のプロの方々が知恵を寄せ合って決定されたコンクリート舗装路ということは理解しましたが、結果的にクラックの発生に至ったのは事実であり、残念に思います。では、お伺いしますが、このクラックが発生した原因についての分析はできていますか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 クラックはコンクリート舗装の両端部に沿って発生をしております。コンクリート舗装の両端部については、擁壁の躯体上部にかかるため厚みが異なっており、厚みの違いによるコンクリートの収縮率に差が生じたことと、コンクリート舗装の路盤の状況が異なることから、車両の通行時に伝わる力に差が生じたことが複合的な要因となってクラックが発生したものと分析をしております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 事務局、先ほどの資料4の画像をもう一度お願いします。ありがとうございます。ただいまのご答弁と設計図を照らし合わせてみました。確かにクラックの入っている場所というのは、この擁壁の立ち上がり部分から450ミリのところまでで、ここの部分というのは、コンクリート舗装の厚み60ミリから、この境目を、擁壁からクラックのところまでの450ミリのところ、ここが舗装の厚みが60ミリになってます。さらに、そのクラックを挟んで路面本体のところは、コンクリートの厚み180ミリ、プラス、クラッシャーラン100ミリ、合計280ミリの厚みとなる、その境目で発生しているのが確認できます。要は、このコンクリートの、先ほどの分析でもおっしゃってましたけども、厚みの違いと通過車両の重さとかの兼ね合いだということですけども、この辺、ある程度やっぱり事前にこれは見通せなかったのかというのは、私、残念に思うとこなんです。

では、この話を基にして、このクラックから、先ほど生徒も不安に感じてらっしゃる方もいらっしゃったんですけども、私も素人なんでよく分からないんですが、不安に思う点が1つあります。皆さんの記憶に新しい、今年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故ございました。下水管の破断による土砂流出から道路直下に空洞ができたことが原因でした。道路の構造体

に付加されたコンクリート舗装路という違いがあるのですが、今回のクラックで懸念されるのが、将来的に同様の陥没事故に至る可能性がどれだけあるのかという点です。そもそも、この道路というのは施工して何年かで造り替えるのではなくて、やはり造った以上、20年、30年、50年ぐらいまでは使っていただきたい。この間、クラックが発生してる状況が、もしかすると、将来的に影響が出る可能性もあります。クラックから侵入した雨水が内部の転圧土砂を流出させる可能性についての見解をお伺いします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 構造上、擁壁には水抜き穴を設けており、さらに、雨水の浸入による水抜き穴からの土砂の流出を防止するための吸い出し防止材を設置し、土砂の流出を極力防止するように施工しているため、陥没に至るような土砂の流出はないものと考えております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 ただいまのご答弁の見解というのは、これは専門家に確認されたものでしょうか。また、その際、安心を担保する根拠のようなものは示されているのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 工事監理事業者の建築士に確認を行っております。クラックから進入した雨水は水抜き穴から流れ出ることになり、ご心配のとおり、土砂が抜けるとすればこの水抜き穴から流出することとなりますので、土砂の流出の有無についても経過観察の対象としております。現在までのところ、土砂の流出はございません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 安心、安心とおっしゃって、確かに、擁壁工事の際には必ず水抜き穴をつくられております。それが全てのこういうクラックに対して対応できるかどうか、我々も分からないです。予測はできないです。専門家がおっしゃるのであればそうだろうということで、取りあえずこれに対しては置いておきます。

では、続きまして、この工事の瑕疵担保責任について伺いたいと思います。今回のケース、瑕疵の責任を問えるものでしょうか。それと瑕疵であった場合は、いつまでに請求する必要がありますか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 当該工事につきましては、設計どおりの施工となっているため、契約不適合には該当いたしません。また、ご質問の、瑕疵の責任につきましては、当該工事請負契約の契約不適合を理由とした場合の責任に当たりますが、この責任を問える期間については、引渡しを受けた日から2年以内となっております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 瑕疵担保条項には該当しないということですね。しかし、いくら該当しないといっても、経過観察しているからとかもありますけども、見てくれの悪いまま2年半も放置されているのは事実であります。もし、万が一、後から、これはやっぱり瑕疵担保に当たるんであったって分かったとしても、もう既に2年以上たってるんですよ。この辺り、もう少し対応というのを考えていただきたいと思うんですけども、そうしたら、このクラックというのはこ

のまま放置されるのでしょうか。それとも何か修復を検討されているのでしょうか。検討されているのであれば、具体的な修理方法等、対応スケジュールはどうなっているのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 クラックの発生はコンクリート舗装面のみであり、擁壁の構造体には影響なく、学校運営上、また安全面についても問題がないことから、現在まで経過観察としております。修復につきましては、必要かどうかも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 まだ具体的に何も決まってないということですね。ということは、検討してまいりたいということですけども、修復しないまま、これから何十年も放置しておく選択肢もあり得るということと受け取れるんですよ。安全上問題ないとしても、見てくれはこの状況なので、気づいた方が不安を抱くということもやっぱり先々で起こる可能性もあります。それだけは気に留めといてください。

続いて、この工事、設計と工事監理が同じ事業者となっております。素人の考えなんですけども、自分で考えたものを自分でチェックすることで、厳格なチェックが働かなかった可能性もあるのではないかと思うんですけども、この辺り、いかがでしょうか。

増田議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

まず、工事監理と申しますのは、建築物などが設計図書どおりに施工されているかを確認するために建築士が行う責任ある業務でございまして、発注者の代理として行われ、施工業者が設計どおりに工事を進めているかをチェックする役割を担います。

工事監理業者の選定につきましては、全国的に約7割の市町村が設計業務受注者にて随意契約を行っている状況にありますが、葛城市では入札により工事監理業者を選定しており、当該工事は、設計業務受注者が落札し選定したものでございます。このように設計と工事監理を同一事業者が発注することによりまして、発注者の意図を設計者が深く理解し、その意図が工事に反映されやすく、さらに一貫した責任体制で円滑な情報共有が可能となることから、チェック機能は担保されていると考えております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 今回の工事は、入札、設計と工事監督の業者がたまたま一緒だったということでしたけども、今回同様に、葛城市において設計と工事監理を同一事業者が発注している事例の割合というのは一体どれくらいあるのでしょうか。また、これに関して他の自治体の情報も分かるようであれば、お願いします。

増田議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市では直近5年間におきまして、約9割の業務について設計と工事監理を同一業者に発注をしております。また、他の自治体における割合につきましては、把握はしておりません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 9割の業務について同一の事業者が発注しているという状況だということが理解できました。先ほどのご答弁で、発注者の意図を設計者が深く理解して、その意図が工事に反映されやすく、さらに一貫した責任体制で円滑な情報共有が可能になるというメリットについてご説明いただきました。設計者と工事監理者が同一の場合の利点というのは、非常にこれも含めてあると思うんですけども、もしも、仮にですけども、設計者が採用した工法に予見できない問題が起こった場合、これが別の工事監理者であれば発見できることもあるのではないかと考えられるんですけど、この辺はいかがでしょうか。

増田議長 林本総務部長。

林本総務部長 工事監理は、あくまでも施工業者が設計どおりに工事を進めているかをチェックする役割という点におきましては、同一事業者か別々の業者に関わらず同様となりますので、予見できない問題を発見できる可能性につきましても同様と考えております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 設計と工事監理の関係については一応理解いたしました、ただ、もう一つ、忘れてはならないのが、行政の技術職員の存在です。行政の技術職員の位置づけとして、専門知識を生かしてチェック機能を補完し、公共工事をスムーズに進める役割を担う点にあると私は考えるんですが、その点いかがでしょうか。

増田議長 林本総務部長。

林本総務部長 外部に委託する場合、発注者側として指導監督業務を行い、複層的なチェック体制を強化する役割があると考えております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 指導監督業務を行って複層的なチェック体制を強化する役割がある。まさしくそのとおりです。では伺いますけども、今回の新庄中学校南東部擁壁改修工事施工時における担当課の技術職員の配置状況はどうだったのでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 担当課は教育総務課になりますが、施工時に技術職員の配置はございません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 分かりました。では、今回のこの事象の一連の経緯から、葛城市の技術職員の絶対数が足りていないということも一因にあるのではないかと仮定いたしまして、市制施行以降の土木と建築に関する技術職員が、いつ、どの部署に、何人配属されてきたか。また、その間の退職者数と応募者の状況、採用者数の相関についても調べてみました。資料6をお願いします。すみません。ちょっと見づらいエクセルの表ですけども、口頭で説明してまいりますね。これを見ると、土木に関しましては、合併時から4年間は13人でした。これは全庁合わせて。それが退職で徐々に減って行って、平成27年には8名まで減っています。

一方、建築に関しては、平成23年度まではゼロでした。ただ、平成24年から採用が始まっていると。その後、平成28年の奈良県の共同採用事業への参加、それと平成29年には、県からの技術職員派遣等でのいざ結果、徐々に技術職の応募も増え、この場合の建築、土木ですね。応募も増えまして、令和4年からようやく在籍者数が増加に転じまして、今年、令

和7年には、土木、建築合わせて15名と頑張っていたということが分かりました。今後も全国的に技術職職員が不足している傾向は加速すると予測されますけども、今後、技術職職員、特に土木、建築についての不足の影響はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

地方公共団体の技術職職員の採用は困難なものとなっているのは、民間も含め、全国的なものとなっております。そのような中、受験資格の年齢制限の緩和、社会人経験者採用枠の新設、専門試験の廃止、採用管理システムを用いた採用活動PR、試験日程の追加などを行いながら、技術職職員の確保に努めております。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 採用の方針まで今もう述べていただいたんですけども、昔と違って、公共工事に関する規制や基準というのは、非常に高度化していております。それに応じて全て自治体職員の技術職職員に求められる能力も負担も増えていっております。今回、先ほどの資料には記載していませんでしたが、部門別の土木と建築の職員の配属状況も調べてあるんですが、これを見ると、教育総務課のように、県からの派遣があったときにはいらっしやったけども、やはりずっとゼロという部署もあるわけです。そういったことも踏まえて、人員配置が難しいというのは分かるんですけども、技術職職員の配置がゼロのため、担当課が設計段階で相談やアドバイスを受けられない条件に置かれているという状況は、やはりこれから先、回避していくべきではないかと考えます。また、今後の配置についてなんですけども、先ほど採用についてはお伺いしましたが、配置について何か工夫される点というのがあるのであれば、お願いいたしたいと思っております。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 技術職職員の配置については、技術の継承と人材育成を重視し、実務に携わりながら先輩職員の技術を継承できるよう、年齢、経験年数を踏まえ、ベテランと若手を組み合わせて配置を行っております。また、同一部署で長期固定による技術の属人化を避けるよう配慮し、安定的に市民サービスを提供できる体制づくりに取り組んでおります。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 分かりました。では最後に、今回の一連の事象、新庄中学校のクラックのところから始まったんですけども、技術職職員採用に対しての提案をさせていただきたいと思っております。まず、行政の専門的な事業を進める上におきまして、技術職職員の専門知識はとても重要です。工事監理を見る限り、現在の人事政策では技術職職員が1人も配属されていない部署があり、せっかくの専門知識が庁舎内で共有されず、効果的な工事につながっていない可能性が考えられます。一般的なルーチン業務に携わる職員とは異なって、技術職職員の知識を必要とする場面は、部署や時期によって波があり、工事関係については、全庁的に技術職職員を集約

した専門部署を設けるのも1ついい方法ではないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。また、個々の技術職職員の得意分野を補完し合い、休日、休暇等におけるフォローもしやすくなりますので、より高度な、高水準な業務対応も期待できます。結果、葛城市の公共工事のレベルアップにつながると思うんですけども、それも踏まえてお答えをお願いします。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 本市の土木、建築技術職の採用方針につきましては、技術職員の不足や採用確保困難といった課題を踏まえつつ、継続的に採用活動を行い、採用した職員については、ベテランと若手を組み合わせた配置や異動を通じて技術の継承と人材育成を図りながら、今後の公共施設整備や老朽化対策、災害対応などを安定的に担える体制を確保することを基本とし、引き続き行ってまいります。具体的には、令和4年度から建築技術職員を管財課に配置いたしております。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 ありがとうございます。工事に関わる建築技術職員を集約した専門部署をつくってはどうかという提案については、もう既に管財課へ集約を進めていらっしゃるということでしたので、これについては高く評価させていただきます。

今回、新庄中学校のクラックの話から始まりましたけども、公共工事、予測できないことが起こるのはもう当然だと思いますけども、それに対して、やはり迅速な対応、それから報告、それよりも、事前にこういう可能性が予見できるのであれば、越したことはない。それについては、技術職の職員さんのマンパワー、それから知識のレベルアップというのは必要になってきます。それが全職員に対するいろんな業務対応の柔軟性につながっていくと思うんですね。ですから、その辺り、引き続き何とかよろしくお願ひしたいと思っております。

少子高齢化が進んで、全国的に技術職、特に自治体の技術職の職員の確保というのは非常に難しくなってきております。その中であって、先ほどの人事のデータを拝見しておりますと、私が調べる限り、ほかの市町村よりも非常に葛城市、応募が多いんですよ、これ、実は。それは何かかと考えて、打合せのときに話していると、葛城市のイメージが、勢いがある市であるということが1つ影響してるんじゃないかということが分かりました。

なかなか、配属されても1人の責任が重くてしんどいというところには応募は少ないと思うんです。そういった意味で、まだまだ葛城市は、今この期間に頑張って体制を整えておくと、非常に先々いい対応ができると思いますので、それを引き続き、効果的な人事政策もお願いしておきたいと思ひます。

以上で最初の質問をこれで終わらせていただきます。

続きまして、2点目、災害予防観点からの食害被害木の対応の一元化についてです。これはクビアカツヤカミキリの話になってきます。この夏、開催されました全国市議会議長会というのがございましたけども、その中で採択された項目の1つとして、外来昆虫による食害被害に対しての国への対策要望というのがなされております。これは、全国を見渡して、果

樹生産が盛んであったり、花の名所を要する都道府県議会、町議会、市議会からの切実な要望でございました。

葛城市におきましても、実際問題として、ここ数年のクビアカツヤカミキリの食害は顕著で、この対策は待ったなしの状況にあることはもう皆さんご存じのとおりだと思います。私の住んでいる當麻地区におきましても、伝統ある當麻小学校の校門前にあった、非常に樹齢数十年という桜の大木がやられて、なおかつ、當麻寺の入り口にある仁王門の桜、あるいは相撲館の前の桜もやられて、非常に寂しくなっております。また、皆さんお住まいの近所の住宅地にある公園とかも、桜の木があるところが、非常に、この間、選挙で回っているとよく分かるんですけども、フラスが出て枯れてる木も相当あるのが確認できております。

今回この質問を通しまして、クビアカツヤカミキリの対策を災害予防の観点から提案してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。まず質問ですけども、本市におけるクビアカツヤカミキリの被害状況についてどの程度把握されているのか。所管の担当別にお願いたします。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いたします。奥本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年9月に市内公共施設のクビアカツヤカミキリの被害状況調査を実施させていただきました。結果として、桜などのバラ科の樹木がある施設34施設で行い、桜が1,257本、梅が50本、その中でフラスが発生している桜が874本、梅が12本でございました。被害の割合は約67.8%となっております。主な調査施設といたしまして、都市公園施設、市管理の児童公園、学校施設、社会体育施設で実施を行いました。地元管理の公園、池の堤防等の調査は行っておりません。

以上です。

増田議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いたします。

道路部についてでございます。市道沿い敷地及び市道管理部における桜の被害状況ですが、桜を確認した本数が136本、うち、クビアカツヤカミキリの被害が発生している樹木は100本となっております。被害の割合は約73.5%でございます。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 ありがとうございます。今お聞きのように、市民生活部長からは、67.8%の被害の割合、これは都市公園施設と市管理の児童公園、それから学校施設、社会体育施設を対象としたところで、地元管理の公園であるとか、要するに街区公園、池の堤防等の調査を除くということでした。また、都市整備部長からは、市道として管理しているところの土地における被害として73.5%、非常に高率の被害状況になっているのが分かりました。生態については、皆さん、調べていただいたらすぐ分かると思うんですけども、このクビアカツヤカミキリ、産卵してから羽化まで、これは3年かかるとされております。その3年の一番最初の幼虫の段

階、そこからプラスと言われる、要するにひっこ、これが木から出始めて、これはもうやられてるなって分かるわけなんですけども、その時点で早期の対策を行わないと、成虫が脱出してしまった段階では、もうほぼ枯死に至る、枯れてしまうと言われております。いずれにせよ、早期発見と対策が必要なんですけども、このカミキリムシは外来して天敵が存在しない。それと日本には、特に桜、いろんなどころで植わってるというところがあって、非常に被害が広がっているのが事実です。

関西では、調べてみましたら、大阪府がこの辺の調査をかなり早くからされてまして、やはり堺の港から発見したのが最初ということで、そこから大阪府全土に広まって、奈良県でも被害の拡大というのが、最初は生駒の、これ、2か所ありました。山田川沿いのところから入って、三郷生駒のほうに行くルートと、川沿いの五條、御所のほうから入ってくるルート、そこから今、全県的に広がりつつあるという状況になっております。やはりルートとしては、外から来てるのは間違いないんですけども、それも踏まえて早期に対策しておかないと、どんどんどんどん、葛城市だけの問題じゃなくて、奈良県全域の問題となりつつあります。多くの自治体で啓発活動が行われてるんですけども、本市においての市民への周知というのは、今、現状どういう状況でしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民への周知につきましては、市ホームページや広報で掲載をしております。掲載内容は、クビアカツヤカミキリの成虫を見つけた場合、捕殺していただくことや薬剤注入の周知をしております。また、市民の方からも、自宅や公園で見つけた、駆除したなどの情報提供もいただいております。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 では、市民が駆除することに対しての市からの補助というのは何かあるんでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 個人の敷地等を含め、現在、クビアカツヤカミキリ対策の補助は行っておりません。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 市として今後、クビアカツヤカミキリの対策をどのように進めていくか考えておられるでしょうか。お聞かせください。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 令和7年9月に、被害木対策のため、桜を管理している施設の担当者を集め、山麓公園において薬剤注入の研修会を実施いたしました。今後の被害木対策といたしまして、令和8年度で環境省の特定外来生物防除等対策事業を活用して、被害木の調査、薬剤処理、伐採処分の計画を予定しております。事業内容につきましては、市内公共施設の桜の木全てを樹木医で調査をし、薬剤注入による対策で復活が見込めるもの、早期伐採により拡大防止を図るべきものを選定いたします。復活が見込める桜については薬剤注入を行い、全てに被害を受けた樹木については伐採をし、幼虫を駆除するため、焼却や粉碎処理を行います。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 ありがとうございます。行政の対応というのも述べていただきましたけども、本市ではこれまで、クビアカツヤカミキリの対応として、被害樹木が存在する場所を所管とする担当部署が独自に、個別に調査、対応を行っております。先ほどあったように、大字管理の公園とか、水利組合の敷地あるいは河川の堤防とかの、主に桜、植わっている樹木については、状況を把握して対応する仕組みというのがなかなかないのが現状でございます。結果、そういったところでクビアカツヤカミキリの食害が発生しても、発見や対応が遅れ、更なる被害の連鎖が続く形になっております。また、何か対応しようとしても、行政の管理のところであっても、担当部署ごとに異なっておるため、予算の確保というのがそれぞれによって異なっておりますので、対応スピードが異なるという事態に至っております。

食害被害に遭った樹木が枯れてしまったら、枯れ枝が折れたり、あるいは倒木によって二次被害が発生するおそれがありまして、これを不安視している市民の方も相当数いらっしゃいます。また、防除で厄介なのが、枯れた木を切り倒したとしても、木の根っここの切り株の部分に入ってるケースがありますので、根本的には抜根、要するに切り株を処分するということまでやらないといけないんです。やはりそれに対して市民の知識と、費用というのはかかってくるんです。これを特に個人のお宅とか所有のところに広げていこうとすると、どうしてもその部分が、手間と費用がネックになってきているのが現状です。

そういった被害の重要性、対策の重要性を認識している全国の自治体におきましては、相当数のところで、詳細な被害を一元管理して対応する行政の専門部署をつくと同時に、市民に協力を得ながら、二次災害を未然に防ごうと努力されているところがたくさんございます。また、市民や自治会に協力を求めるに当たりまして、防除ネットや駆除薬剤の購入、あるいは伐採費用、抜根費用を補助している自治体も多くございます。そこには、外来種の侵攻を災害と捉え、住民と一緒に行政が対応していくという強い意志が感じられております。

そこで市長に2つ提案させていただきます。まず1点目、クビアカツヤカミキリの被害を災害と捉えて、現在対応できていない、対応が難しい、情報も含めて一元的に対応できる部署を設置、あるいは既存部署に権限を集約していただきますよう検討をお願いします。

2点目、大字や市民の協力を得るために、防除や駆除、被害木の伐採等に対する補助制度の導入検討をお願いいたします。先ほどの本市の被害状況を聞くと、やはりクビアカツヤカミキリの被害はピークに達している。もしかしたら、過ぎていくかもわかりません。もうあと二、三年の勝負ですね。今入っている幼虫が出ていく3年後には、もしかすると、市内から桜や梅の花がなくなってしまうこともあるという危機的な状況にあることを踏まえまして、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 このクビアカツヤカミキリの被害は、早急に対応が必要と考えております。効果的に対策することにより、分布拡大の抑制や根絶、生態系に係る被害の防止、低減を図ることが重要です。国の補助事業、森林環境譲与税も活用し、発注の一元化の検討も含め、効率よく対策が取れるように取り組んでまいります。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 ありがとうございます。国の補助金は行政がいただくのは分かりましたけども、ある程度、対応の費用というのを市民に対して考えていただけるというところはいかがでしょうか。何かお考えでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 木に対する被害というのは過去にもいろいろありました。例えば松くい虫で、それは空散が使えた時代の話なんですけども、薬剤散布をすることによって、あれも実はカミキリムシなんです。線虫をつけたカミキリムシが松に触れることによって、ザイセンチュウで松が枯れていくという仕組みなんですけども、その場合は行政が一面に森林に対して薬剤散布をしたというのがあります。ただ、個人のときは、あれは多分なかったのかなとは記憶してるんですけど、1回調べさそうとは思いますが、どちらにいたしましても、薬剤散布ができないということが、今の非常に外来種も含めて、害虫が木に対する影響があるというのは残念なことですけども、防ぐのが難しくなっております。

近年におきましては、ナラ枯れの問題もありました。ナラ枯れのほうも同じく、やはり薬剤散布ということに至りませんので、森林譲与税を使いながらその被害木を処理していったという形で、ほぼ今は収まっておるところではございます。

今現在、ツヤカミキリのほうも薬剤散布でどの程度防げるのかというのは非常に難しゅうございます。実際にカミキリムシが入らないための、本当は薬剤散布が一番効果があるんですけども、入ってしまうと、その穴をいち早く見つけて薬剤を流し込む作業に変わります。それとあと、もう一つの予防法といたしましては、薬剤注入をあらかじめやっていくという方法があります。どちらにいたしましても、そのような形でないと防ぐのは難しいという理解をしております。議員ご指摘の、それが個人の補助につなげるのがいいのかどうかというのは、いろんな過去の経緯も含めまして検討する必要があるのかなとは考えております。

以上でございます。

増田議長 奥本佳史議員。

奥本議員 市長お述べのように、松くい虫の被害も、私も子どもの頃をよく覚えております。ヘリコプターで薬剤散布して、外へ出るなど言われたのはよく覚えております。ナラ枯れのときもそうですけども、本来自然界にいた、あるいは外来として入ってきた昆虫に対する防御策、あるいは対応策は、なかなか前もって段取りできないのは当然のことでございますので、結果的に対応が後手後手に回るということは否めないと思うんですけども、今回のクビアカツヤカミキリ、私もいろいろ調べる限りで、桜に対する、梅もそうですけど、日本人の心を映す代表的な花ということで、国花でもある桜が狙われている、やられている。そこに対して危機感を持ってらっしゃる方は相当いらっしゃいます。桜の名所もしかり、それから桜を保護する日本さくらの会とかもそうですけども、いかにしてこれを防除するかというところに力点を置かれております。

それと同時に、クビアカツヤカミキリも含めた害虫に強い樹種、木の種類等も今研究されてるといふ情報もございました。ただ、そこはあくまでもこの先の話であって、今、現状の

被害を食い止めるに当たって、市長がおっしゃるように、個人の家で植えている桜、あるいは梅をどこまで面倒見るんかという話は当然あると思うんです。そこに公金を投入するという是非もあると思うんですが、そうでもしないと食い止めることができないのが現状なんですよね。

先ほど言ったように、その辺も踏まえて、ほかの自治体では、とにかくこれ以上拡散するのを防ぐのが重要だということで、ネット1枚3,000円とか、薬剤注入したら5,000円、木を切り倒したら1万円とか、そういう値段設定されてるところも実はあるんです。そこまですないと非常に防ぐのは難しい状況に至ってるということで、今現状、研究されるということですんで、その辺も踏まえて対応していただきたいと思います。私は願います。

大字とか街区の公園においては、管理者、当時植えられた状況を知る人が少なくなってる状況で、この木が枯れたらどうなんのやろうという、対応もよく分からないところもあると思いますけども、倒れてしまって、それがまた被害発生すると困りますので、そういったところに対して、お金が全てではないとは思いますが、例えばそれを撤去するのを手助けしてやるとか、方法はいろいろあると思いますので、そういったことも考えていただけたらなと思っております。とにかく私は桜の花が好きなんで、なくなるのが悔しいんです。何とか、我々も協力できることあったらやりますので、検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、山越えて河内長野市では、市民も含めて、行政がクビアカツヤカミキリの防除対策連絡会というのを設置されてまして、そういった意味で、担当の部署はあるんですけども、専門家も踏まえた上で対策をやったり市民一丸となってやってらっしゃるという事例もありますので、そういったことも、もし、情報として参考にされるのであれば、また見ていただきたいと思います。

では、以上で私の一般質問2点を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

増田議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午後 1時00分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 日本共産党の谷原一安です。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

今回は2つあります。1つは、産業廃棄物及び再生資源物の保管・処理施設と住民の生活環境保全に対するの質問を行います。

2つ目は、物価高騰下での葛城市における家計支援策、これについて質問してまいりたいと思います。

まず最初の、再生資源物及び産業廃棄物処理施設等に関係するお話ですけれども、葛城市では、山麓線沿線にこうした産業廃棄物処理施設及び再生資源物の処理施設がたくさんできております。これまで葛城市議会でも、市民の皆様から、景観が悪くなったということから、調査案件としてこれを取り上げ、結果として景観条例制定というふうに結びつきました。ところが、今、葛城市内に、住宅、民家の近くにこうした施設ができたために、住民の方の生活環境が大きく変わる。平穏な生活を失って、大変苦しい生活、我慢を強いられている方々が出てきてまいっております。今回、私の質問では、なぜこうした施設が民家の近くに建てられることになるのか。また、そうした平穏な生活環境を奪われた方々の回復措置、どんな手だてがあるのか。また今後、こうした施設が民家のそばにできないようにする、そうした規制がとれるのか。こうしたことについて質問してまいりたいと考えております。

これよりは質問席より続けさせていただきます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 まず最初に、産業廃棄物処理施設と再生資源物の処理施設の違いについて少し確認しておきたいと思います。と申しますのは、それぞれの施設は法律上の位置が違います。したがって、その対策を取る上でも、その違いを明確にしておいた上で議論する必要がありますので、まず、資料を映し出していただけますでしょうか。それで確認してまいりたいと思います。これは環境省のホームページから参照して私が作成したものであります。使用が終了したものは大きく廃棄物と有価物に分類されます。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下、廃棄物処理法というふうに言いますけれども、その法律の適用を受けます。右側の緑色の廃棄物、これは廃棄物処理法の法律での適用を受ける、そうしたものであります。

他方、使用が終わってもまだ価値のあるもの、有価物となっておりますけれども、中古品と再生資源に分けることができます。使用目的に沿った利用ができるものは中古品ということで、例えば中古自動車などがそれに当たります。他方、再生資源とは、使用目的に沿った利用はできないけれども、素材として価値がある。例えば、乗れなくなった自動車も金属スクラップとして価値がある。あるいは家電製品などには希少金属を取り出すことができるものもあるということで、再生資源として利用されるというものであります。しかし、再生資源につきましても、有害使用済機器、家電4品目及び小型家電28品目については廃棄物処理法が適用される。緑のものになります。有価物の中にも、廃棄物処理法の適用を受けなければならない、適用を受けるものもございます。しかし、このオレンジの部分ですけれども、それ以外のものにつきましても、廃棄物処理法には当たらないものとなります。法律上の立てつけが異なるということでもあります。

私が先ほど言いました、産業廃棄物処理施設につきましても廃棄物処理法の適用を受けることとなりますが、有価物の中の再生資源、私は先ほどから再生資源物処理施設というふうに申し上げておりますけれども、これについては、廃棄物処理法の該当する品物ではないということになります。しかし、この2つの施設は、安全鋼板によって仮囲いされたヤードの中で作業が行われてるということから、市民の方にとってみたら、両方とも同じような施設

のように受け取られているんですが、実は違いがあるということでもあります。これら2つの施設は、山麓線に両方あります。また、先ほど言いました、民家の近くに建てられている施設も、両方あります。そこでまず最初に、廃棄物処理法の適用を受ける産業廃棄物処理施設について、まず最初に質問をしてみたいです。

産業廃棄物を運搬、保管、処理することを業とする場合には、業者は都道府県の許可を受けなければなりません。許可のない業者が扱うことは違反行為となります。ところが施設の設置につきましても2通りありまして、廃棄物処理法第15条第1項に基づいて、設置する上で許可を必要とする施設と、それに当たらない施設と2通りございます。これも分けていかなければいけませんので、分けて質問してみたいですけども、最初の質問となります。廃棄物処理法の第15条第1項による、設置許可を受けている産業廃棄物処理施設、保管施設は、葛城市内に何か所あるでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いたします。谷原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県の許可を受けている産業廃棄物処理施設は、市内に7か所ございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 では、許可を必要としない産業廃棄物処理施設、保管施設は、葛城市内に幾つあるでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 産業廃棄物の保管、事業場外保管と申しますが、それで県に届出をされているのが、市内で3か所ございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 この施設の近隣住民から、施設の稼働によって生活環境が悪くなったなどの苦情を葛城市は受けていますでしょうか。これは先ほどの許可を得て設置した施設、あるいは届けだけでいいという施設、それぞれどういう状況になっているか、お伺いします。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 奈良県の許可を必要としない施設に対する苦情は、令和6年で2件、令和7年で2件寄せられております。許可業者の苦情はございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 どのような苦情が寄せられているか、お聞かせください。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 土曜日、日曜日、早朝の騒音、煙の異臭、油の流出等でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。許可を必要とする施設につきましても、これは廃掃法第15条の許可を必要とするというものなんですが、住民の生活環境に対する影響調査とか、あるいは地元説明会、葛城市におきましても、区長の同意などの文書を基にした市長の意見書、これを添付して県に許可を求める、申請するという立てつけになっておりますから、先ほど質問

でもありましたように、許可施設の周辺からは苦情は出ておりませんということでもあります。これは出たらおかしいわけです。逆に言えば。しかし、届けだけで操業する施設もございませす。それら施設については、先ほど答弁もありましたように、苦情がやはり市のほうにも寄せられているということでもあります。

そこで確認したいんですけれども、許可を必要としない産業廃棄物処理・保管場所ですけれども、これを設置するに当たっては、奈良県、葛城市、両方に届けるんでしょうか。それとも県だけへの届けでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 産業廃棄物の保管を行おうとするときは、建設工事に生ずる産業廃棄物を300平方メートル以上の保管場所で排出事業場の外において自ら保管を行う場合、奈良県に届出を行う必要がありますが、葛城市への届出は必要とされておりません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 奈良県への届出でこうしたことが行われる。そこで、これは県のほうのものにはなるんですけれども、教えていただきたいんですが、届けに際して必要となる書類に、住環境への影響調査、あるいは地元への説明会、その会議録など、そうしたものの添付がこうした届けには必要になってるんでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 そのような届出を提出される際、それら地元の議事録、近隣の意見等の書類は求められておりません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 こういうことになっているわけでありませす。つまり、産業廃棄物処理施設につきましては、当然、廃掃法上のいろんな規制があるわけですけれども、業者が業を行うについては許可が要りますが、施設の設置に当たりましては、届けだけでこれは設置できる。そうした事業規模があるということでありませす。そのために、そういう届けを出すだけですから、近隣住民に対する意見を聞くこともなくなるために、こうした近隣に造られて住民の方が大変困っておられるという事態が葛城市内でも現れているということであろうと思ひませす。

そこで、こうした施設を見るにつけ、住民の方からは、元は農地であったと。農地が言ってみれば耕作放棄地になり、そこが資材置場として転用されて、しばらくするとこうしたヤードができたということでありませすので、これ、農地法でこんなん禁止できへんのかと、こういうことをよく聞かれるんですね。質問したいんですけれども、農地の転用目的として、産業廃棄物のこうした処理施設、保管場を造ることを目的として農地転用することは可能なのかどうか。このことについてお伺ひませす。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお伺ひませす。

当該産業廃棄物処理場あるいは保管場所が、他法令の許可等が見込まれるもの、また許可等が不要なものであれば、周辺農地の営農に支障がない限り、転用目的とすることは可能であると考ひませす。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、転用目的とすることは可能だということですね。だから農業委員会に申請をして、認められたら転用ができると、そういう状態にあるということでもあります。私が今懸念しておりますのは、皆さんもご存じのとおり、葛城市内には、市街化調整区域に住宅転用できる、住宅地とするということができ都市計画法上の措置を受けて、多くの若い世帯がこうした市街化調整区域に建てられている新興住宅に多く移り住んでこられております。それが、市街化調整区域でありますから、横は農地が広がってるんです。その農地が今、後継者がいないということで、言ってみれば、転用する。ほかの人に貸し出したいということが出てくる。その中でこうした施設が出てくる、設けられてくるということが出てきているわけですね。実際に、市街化調整区域内の新興住宅地のすぐそばにこうした施設が1つできております。そこには、他府県ナンバーの車が再生物を運んで、住宅地の横を走って出入りしているというところがございます。こうしたことが葛城市で今後広がっていく可能性を私は懸念しております。

大阪に大変便利である、交通の便がいいということで、そうした産業廃棄物のやり取り、あるいは再生資源物の輸出等、そうしたことに葛城市内が非常に便利であるという、そういう条件もありますし、一方で農地もまだまだ広がっている。その農地が休耕田になり、耕作放棄地になるということになってきますので、今後の葛城市のまちづくりにおいて、このことはしっかりと対策を取っていかなければならない問題であろうというふうに思います。このことは後でまた質問に戻りますけれども、まずは生活環境の保全、これが損なわれている。平穏な毎日の生活が失われている住民がございます。これについてどのような是正措置を求めることができるのか。このことについてお伺いいたします。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 最終県の判断にはなりますが、市としては、市民からの情報があった場合、県と連携をしながら対応してまいっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 県と連携して行っていくということでもあります。それはどうすればいいのかということで、直接住民の方にとったら、県に直接行くこともできると思いますけれども、まずは市に相談するというのもできるということによろしいのでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 葛城市が県への取次ぎ窓口とさせていただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。ここから先は個別の、それぞれの住民の方の問題になりますので、ここで取り上げることはいたしませんけれども、ぜひ、平穏な生活を取り戻すべく、県にしっかりと働きかけていただいて、是正していただくことを求めたいと思います。

廃棄物処理法の第19条の5には、次のような条文があるんですね。産業廃棄物処理基準または産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬または処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるとき

は、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対して期限を決めて、その支障の除去などの措置を講ずべきことを命ずることができる。この法律は罰則付きでもありませんし、大きな権限を県は持っているわけですが、実際にそうした生活環境上の問題が発生したときに、どのように具体的に措置をとっていただけるか。これについては、ぜひ今後とも注目しておきたいと思うんですけれども、その中で1つ気になることがございます。今、住民の方から苦情が出ている産業廃棄物処理施設は、保管場所であります。保管場所ですから、産業廃棄物を一旦保管して、そこからまたほかへ積みかけていく。その保管場所として施設ができております。ところが、この保管場所で、瓦礫が持ち込まれて、瓦礫の選別を重機で行っております。それは重機で大きなふるいのように、ががーと揺すって、コンクリートなどの瓦礫と土砂を分ける選別作業をやっておられる。それが物すごい音がするんです。それで粉じんも飛んでいるということなんです。

そこでお伺いしたいんですけど、こうした土砂混じりの瓦礫、あるいはコンクリート破砕物等、選別作業を重機を使用して行うことは、奈良県においては認められているのでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 奈良県に確認させていただきますと、そのような重機の使用は認められておるという回答をいただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 認められているということなんです。ところが、私も調べますと、都道府県によっては、これはいろんな違いがあります。それを認めてないという都道府県もございます。あるいはきちっとした機械を使わなければその選別はできない、こういう保管場ではできないというところもございます。ところが今、奈良県は、こうした重機を使うことによる選別作業を認めているということですから、これは住民にとっては大変な被害を受けることになります。これは本当に深刻な方がいらっしゃいます。体調を崩されるということでもあります。残念ながら、奈良県はこういう現状だということでもあります。これはまた別の取組が、改善を求める取組が必要だと私は思いますけれども、現状はそういうことだということなんです。こういう中で葛城市内に農地が広がり、そしてその農地の横には新興住宅地が広がっていると。こういう現状で葛城市のまちづくりを今後進めていくことになるわけですが、住みよいまちづくりという観点から、この問題、こういう現状にあることをしっかりつかんだ上で、じゃあ、葛城市としてどうするのかということを考えていかなければならないと思います。

次に、廃棄物処理法の適用のない再生資源物の処理施設について質問してまいります。先ほどの資料では、オレンジで囲まれているところでもありますけれども、再生資源物については、これは廃棄物処理法が適用されません。この施設ですけれども、葛城市には幾つあるか把握されてるでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 直近の件数は把握はできておりませんが、令和4年度のデータでは、金属スクラ

ップ業者が6者、その他有価物取扱い業者が4者でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 令和4年度までの把握ということですね。今の現状は把握はできてないということであり
ます。

では、次にお伺いしますが、そうした施設について、近隣住民あるいは市民から葛城市
に苦情が寄せられているのでしょうか。それは主にどのような苦情でしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 苦情の内容でございますが、数件程度の苦情はいただいております。その中で一
番多いのが、やはり金属を取扱いをされておるとことでの騒音等についての苦情が寄せ
られております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 住宅地の近所にあるということで、がちゃんという音が突然聞こえてきたり、騒音の苦情
があるということは、私どももよく聞いているところであります。こうした苦情があった場
合、葛城市はそれらの施設に対してどのような対応をとられているのでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 そのような施設につきましては、定期的にパトロールのほうをさせていただき、
また、立入りのほうもさせていただいております。その中でそういう苦情等がありましたら、
その業者さんに向けて、そういう苦情がありますというような形で、気をつけてくださいと
いうような形のパトロールと立入り検査ということをさせていただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 この施設に当たっては、設置において市の許可となっているのでしょうか。それとも届け
を必要とするものとなっているのでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 これらの設置をする予定地が農地の場合は、農地転用の許可が必要になります。
それ以外であと古物商の許可が必要になりますので、管轄している環境課に何か届出なりを
出さなければならないということはございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 こちらのほうは、施設の設置に当たっては届けも必要がないと。ただ、農地法の転用とい
うことで、これは一般的なものですから、この業を行うに当たっての施設として、特別に届
けが必要だという施設ではございません。ただ、業者は古物商の資格がなければできないと
いうことであります。

さて、こうした産業廃棄物処理場であれば、施設の内容や連絡先などの必要な項目につい
ては掲示してありますので、ヤードのところに掲示してありますので、これは中間処理施設
だなというのはわかりますけれども、こうした再生資源物の処理場については、全く法律上
の規制もありませんので、全くその表示もございません。そういうところからどういうもの
か分かるわけですけれども、しかし、全国的に、再生資源物のほう、法律の適用がない、ま
た届けの必要もない、こうした再生資源物の処理施設、保管場所、これによる住環境の悪化、

あるいは環境問題において住民との紛争が多発している。そうしたことがございます。

環境省は、法令の制定の是非について検討会を開いて、その報告書が環境省のホームページにも上がっておりますけれども、きっかけとなったのは、これは千葉市等、あるいは千葉県等におきまして、こうした再生資源物の処理施設、主に金属スクラップヤードなどですけれども、そうした規制について実際に条例化されてきたところがあるわけでありまして。そこでお伺いしますけれども、こうした再生資源物処理施設と住民の間の紛争が生じないように、都道府県あるいは市町村独自に条例を制定して規制している自治体はあるでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 奈良県内の市町村での条例制定はございませんが、他府県では制定されている自治体はございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 他府県では制定されている自治体があると。先ほど言いましたけれども、これは千葉市が先駆けとなりました。これはテレビの特集番組などで非常に紹介されたので非常に有名になりましたけれども、千葉市が制定した後、千葉県も制定いたしました。それで全国でそれに倣って、都道府県単位、あるいは政令都市などでもこうした条例をつくる所が増えてきております。それで環境省なども法整備ができないかということで検討しているという段階でありますけれども、紹介いたしますけれども、千葉市が制定した千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の第1条には、次のようにあります。この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災、延焼、飛散、その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、または軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とすると。したがって、千葉市では、こうした施設を設置するに当たって、許可制度にしております。許可制度にした上で、申請には住民説明会の開催も義務づけております。しかも罰則付きということで、かなり強力な条例をつくられたんです。

このことについていろんな法令上の検討も環境省は行っているということでもありますけれども、私は、こうした住民の環境が守られるような、今、法律の状態にはなっていない。その結果、市民の方の中には、大変な被害を受ける、住環境の大きな変化、本当にこれまで平穏な生活をしてたのに、それが奪われる。そうした市民の方が増えている。また、今後とも増えていくことが懸念される。こうした状態にあって、ぜひこの問題を行政、それから議会、そして市民とともに考えていく。こうしたことが私は大事だろうと思います。今日はそんな詳しいこともできませんけれども、ぜひこういう問題が今起きてるんだということを認識していただきたいんです。

そこでお伺いしますけれども、葛城市におきましても、再生資源物処理施設と住民の間の紛争が生じないようにすることを目的としたルールづくり、これが必要と考えるんですけれども、これについてはどのようにお考えか。これについては市長にお伺いいたします。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 市内で議員がおっしゃった施設があるというのは認識しておりますし、問題があるという

ことも認識しております。これ、法律的に非常に微妙な問題ですので、かなり研究しないといけないのかなという思いがあります。しかしながら、やはり県と連携しながら、議員がおっしゃるような研究をしていく必要があるという認識を持っております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。議会もいろいろ情報も集めて、市民の皆さんから声もいただくことでありますので、行政と協力しながらこの問題の解決に当たっていくことが求められているなと思います。ありがとうございます。

私は、もう1点、これ、農地の在り方とも関係しております。これは先日、農業に関わっては、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定が葛城市は遅れているということを一一般質問でも取り上げさせてもらいました。10年後の農地、これが、後継者がいないことが想定されて、農地利用が大変難しくなる中で、政府のほうもこうした法律をつくって、地域で10年後の農地の在り方を、計画づくりを進めていく。実は葛城市、これが非常に遅れているということを申し上げました。この遅れが、地域の農地の利用において、こうした施設ができていく。これが虫食いのようにできていけば、こうした農地の有効利用とか、あるいは将来のまちづくりについて非常に困難が予想されますので、私は、農業政策とともにこの問題をしっかりと考えていただきたいと。総合計画の今、策定期期に入っておりますけれども、まちづくりの観点からしっかりとこうした問題にも焦点を当てていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で1つ目の質問は終わります。

2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は、物価高騰下の家計支援策について質問をしております。本当に物の値段が高くなりました。本当に驚くような物価高なんですね。住民の方からは悲鳴が上がっているような状態であります。これは、物価高であってもそれを上回る賃上げがあれば、これは問題がない。物価高を上回る年金の引上げがあれば、これもそう問題はないわけですけれども、しかしながら、今日の新聞でしたか。厚生労働省の勤労者の生活統計ですかね。10か月連続して実質賃金が前年度比を下回ったということで、実質賃金がずっと下がり続けている。賃上げはあるけれども物価高に追いついていないという状況になっております。根本的に、私は、これは国の政策であろうと。抜本的には物価対策は国の政策だろうと思えますけれども、葛城市でもできることはないのかという観点で質問をしております。

まず1つ目の質問ですけれども、政府による物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金が、これまでも葛城市に交付されて、市民の方々のために使われてまいりました。国の補正予算においても、年度末に向けて交付することが予定されておりますけれども、この交付金につきましては、低所得世帯の支援枠など用途が決まっているものもありますけれども、要は推奨メニューという形で、地方自治体にどういう施策を行うか任されているものもあります。これは令和5年度から始まっているわけですけれども、葛城市はこの推奨事業のメニューについてどのような観点から選択をされてきたのか、お伺いしたいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市において、推奨事業メニューの事業内容についての考え方につきましては、基本的には、全ての世代に行き渡るメニューを前提に検討しております。実際の実務については、国からの交付限度額の通知があった時点で各課に事業内容を検討するよう依頼しております。その後、各課から回答があった内容を精査の上、事業実施しているところです。国からの交付限度額が多くあった場合には、全ての世代に行き渡るメニューのほかに、子育て世代に対するメニューを実施しております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。物価対策に関係する地方臨時交付金ですけれども、基本的には子育て世帯や低所得者層に焦点を当てた交付金の立てつけになっていると思いますが、推奨メニューに当たっては、全世代に恩恵が及ぶような形で考えているということで、これは本当にありがたいことだと思います。恩恵が全くないという世代がないようにするということがあります。とりわけ、葛城市の場合は、水道事業の単独経営を実施しておりますので、水道料金の減免というのは大変有効で全世代にわたるものでありますし、奈良市もそういう形で実施されたようであります。これ、私、葛城市の非常に大きな強みになっていると思います。

先日も広域水道企業団の議会を傍聴してまいりましたけれども、やはり市町村から水道の減免を求める声が議会でも上がってましたけれども、企業団としては、本来の仕事ではありませんと、企業団の。それは市町村の福祉事業でやってくださいということで、水道減免ということはないということでしたから、それについては議会でも大変意見がたくさん出ておりましたけれども、市町村でこうした水道事業を持つというメリット、住民に非常に近いところで住民の生活に関する公共料金を決定できるというのは非常に大きいなところはあります。引き続き、葛城市におきましても、全ての世代に交付金が行き渡るようお願いしたいと思います。

2つ目ですが、子育て家庭への支援策ということになります。これは、今の子育て世帯は、国民負担率、これが5割近い中で子育てをされております。つまり税と社会保険料の負担が収入の半分を占めると。我々が子育てした時代は大体25%ぐらいまでです。だから7割5分は生活費に使って、子育てにも使えた。ところが今の若い世代は、半分以上が税金と社会保険料で持っていかれるということで、また、実質賃金も下がっているという中で、本当に子育て大変になってるということで、政府も子育て支援策ということで様々なメニューを行っているわけですが、ここでお聞きしたいのは、学校給食の無償化についてであります。

令和8年度から小学校の学校給食無償化の実施ということで、石破総理の時代にこれは答弁されておりましたが、今、国段階でどのようなことになっているのか。今、予算編成の時期であります。今どういう状態になっているのか。というのは、これは大変大きな財源を必要としますから、国の支援がなければできないわけですが、地方公共団体に対

する財源措置がどういうふうな状況で議論されているのか。このことについて分かっていることがありましたら、教えていただけますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

学校給食の無償化につきましては、令和8年度から、公立小学校について無償化の方向で協議が進められているところでございます。また、財政支援につきましては、全国の1人当たりの給食費平均月額を基準として、自治体に一律助成するといった内容が国のほうで協議されているようでございますが、現時点におきましては、無償化に向けての詳細な制度設計は示されておらず、国からの通知等はございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 これから来年度予算編成に向けて詰めていかれることなんだろうと思いますけれども、今、一律、全国平均で3,800円という数字が出てたように思います。そんなことないですかね。4,800円、4,700円ですか。そしたら、葛城市の小学校の給食費について、これは今3,800円ですかね。

(発言する者あり)

杉本副議長 マイクで答えたらどうですか。分かりにくいです。

谷原議員 今の葛城市の、国の、要は今審議の中で、平均とおっしゃったので、幾らぐらいの金額が全国の平均になるのか。葛城市が今、小学校の給食に幾らとなっているのか。このことについてお伺いします。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現時点では、国のほうでは、23年の文科省の実地調査を基にした給食費の1人当たりの平均月額ということで、約4,700円ということで協議をされております。また、現在の葛城市の小学校の給食費につきましては、1人当たり3,900円ご負担いただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ということは、このまま推移すれば、ほぼ全額、国の措置で何とか小学校については給食費を賄うことができるということであろうかなと思いました。全国市長会などが、財政負担がこれではとてもじゃないが足りないという市町村もあるということで、再度、もっと、そうした市町村には出してほしいというふうな要望を出されたようですけども、これについては、葛城市については、このまま推移すれば来年度からは無償化が進むのかなというふうに期待しております。

そこで、学校給食の無償化に当たって、これは私も選挙中いろんな保護者の方、市民の方とお話ししたときに、中には、学校給食が無償化になってしまって、それで給食の質とか量が落ちたと。それは奈良県内の近隣市の中でも無償化しているところの友達が、子どもがそういうふうに言っていると。だから、無償化するのもいいけれども、私はお金払ってでもしっかりと子どもにいい食事を提供してほしいという方にも結構会うんですね。無償化が全体的にいいということではないと思います。したがって、無償化しても、給食の質、量が貧しくなってはならないと思うんですけども、今、葛城市は、実際に給食費を若干値上げとい

うこともあるかも知れませんが、一般会計からかなり食材費を補填して、しっかりと給食の質を今は守っていただいていると思うんですが、無償化になっても、こうした質、量を守っていく、こういうことは必要だと思うんですけれども、これについてのご見解を聞きたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 本市の学校給食につきましては、物価高騰が継続となる状況におきましても、給食費の値上げを行うことなく、栄養基準はもとより、質、量それぞれを満たす、おいしい給食の提供に努めているところでございます。給食費の公費負担の状況に関わらず、これまでと同様、おいしい給食の提供ができるよう努めてまいりたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。給食費を値上げもせず、そして公費負担でしっかりとこれをしてきたということでもありますから、引き続き、無償化になっても、質、量を守るために必要な物価高騰分の食材費、これについては引き続き一般会計からも補填をいただきたいと思っております。給食については、そういう方向で来年度から無償化のめどもあるし、それから、質、量、これをしっかりと守っていくということでもありますので、ぜひ頑張って無償化に向けてよろしくお願ひしたいと思っております。これはもう見送りということはないですよね。国が駄目だと言ったら駄目かも知れませんがね。それは大丈夫なのか。これだけ、じゃあ確認しておきます。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 ご質問いただいておりますけれども、葛城市の学校給食につきましては、現状におきましても、原材料費と給食保護者負担額の差額分につきましては、公費により負担をさせていただいております。令和6年度につきましては、全体の約33.4%を公費により負担をさせていただいている状況でございます。今後、国の方針として、給食の無償化が実施されるようになった場合には、その動向に合わせて実施する方向でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ぜひ国のほうも頑張ってください、子育て支援ということは非常に大きなものでありますし、これはぜひ実現していただきたいと思っております。

では次に、葛城市にできる家計支援策ということで、国民健康保険における子どもに係る均等割額についてお伺いします。この均等割額について市はどのように認識されているか、お伺いします。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 未就学児の均等割保険税軽減制度につきましては、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得者世帯に制限をかけず、広く子どもがいる世帯に対し一律に行われております。現行では、対象者が未就学児までとされており、対象の拡大が望まれるところでございます。

保険税につきましては、令和6年度に奈良県下統一された税率であり、市独自で軽減はできません。先月27日に厚生労働省社会保障審議会医療保険部会におきまして、軽減対策を現

在の未就学児から高校生の年代までに拡充する見直し案が示されております。令和9年4月の施行を目指すということでございますので、経緯を見守ってまいりたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 私としては、均等割額についてどのように認識されてるかということをお伺いしたかったんですけども、もう一つ、かみ合わないことになるかもわかりませんが、私がこれまで述べてまいりましたのは、国民健康保険におきましては、お子さんがいれば、そこにお子さん1人当たり幾らという均等割額が保険料としてかかってくるんです。だから子どもが多い世帯ほど国民健康保険税の負担は大きくなります。これはある意味、子どもを持つことによって税が増えるということなので、今の子育て施策に反するというので、これは、子どもの均等割については廃止を求める声が多いんですね。それで国も動きまして、未就学児については半額軽減となりました。それを今度18歳まで延ばしましょうということなんですけれども、根本的に、子どもにそうした均等割をかけるということ、これをやっぱり見直してほしいなというふうに思います。これについては、私は、葛城市におきましては、子育て施策としてやると。国保会計ではなくて、子育て施策としてこうした軽減を行うべきだというふうに思うんですね。

そこでお伺いしますけれども、これは現在の未就学児の国保均等割額を残り半分免除する、つまり全額免除にするには、葛城市に発生する財政負担はどれぐらいになるのでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 先ほども答弁をさせていただきましたが、基本的に未就学児均等割保険税を全額免除することはできませんが、例えば全額免除をした場合、令和7年10月末時点での市の負担は、国、県の負担額144万9,643円を除き、241万6,073円となります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 大体241万円ですから、金額、葛城市の財政規模からするとそう大きいものではないと思います。奈良県の広域化、国保の一元化によってできないということでもありますけれども、これについては、やはり市の子育て施策の一環としてぜひ検討をお願いできたらと思います。他の市町村でも、奈良県内ではありませんけれども、実施してるところもありますので、研究していただけたらと思います。

続きまして、国保財政のことに関係することですけれども、国保の財政調整基金というのがあります。これを特定健診受診率を向上させるために使ってはどうかということをこれまでも度々申し上げてまいりました。現在でも受診者には抽せんでクオカードを差し上げますという形で、受診率を向上させるインセンティブとして使っておられます。と申しますのは、受診率を上げるというのは、国保会計から県への納付金に特定健診の受診率が関係するので、県は受診率を上げるためにそうしたインセンティブを各市町村の国保会計にかけているわけなんですけれども、そうであれば、国保の加入者に対して、こうした特定健診の受診率を上げるために、受診すればクオカードを差し上げる。あるいは葛城市で今ネックになっていると思いますけれども、検査結果データの提供書、特定健診を受けなくても、個別の医療機関にかかって血液検査を受けてる方は、特定健診をわざわざ受けられない。だからその医療機関の

検査のデータを提供する。そのことを葛城市は求めていますけれども、国保加入者に、もし、それを提供すれば、クオカードなどを差上げると。本当のごく僅かのお金ですけれども、こうした形をとることができるんじゃないかと思うんですけれども、このことについてのお考えをお聞かせください。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 特定健康診査につきましては、受診率向上に向け努力をしているところでございます。インセンティブの付与につきましては、現在、国保連合会内にごございます国保事務支援センターでの共同事業で、3年連続健診を受け、メタボリックシンドローム非該当であった方に対して、抽せんでクオカードを送る事業に葛城市も参加をしております。市独自のものといたしましては、40歳から60歳の5歳刻みの年齢の方に、健診の自己負担1,000円が無料になるクーポンを交付しております。特定健診受診率向上に向けたインセンティブの付与については、長期的な視点を持って、次の受診につながるような形での付与となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、みなし健診についてお答えをさせていただきます。職場等で受けられた健診結果を市に提供いただき、特定健診を受けたものとみなすみなし健診でございますが、例年40件ほどの健診結果の提供をいただいております。提供者には心ばかりの品をお渡しをさせていただいております。このみなし健診につきましても、対象とする健診やインセンティブの内容等の見直しを含め、周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。ぜひ研究していただきたいと思います。

次に、物価に負けない賃上げということについて質問をしてみたいです。葛城市ができる賃上げといえ、これは職員の方々の賃金引上げということになりますので、このことについて質問をしてみたいです。公務員の賃金引上げにつきましては、人事院勧告によって引上げが行われるわけですけれども、給与表改定は、公務員だけではなくて、中小企業やあるいはいろんな諸団体の給与表に利用されるなど、非常に大きな影響力を持っております。したがって、公務員の給与の引上げについてはいろんなご意見がありますけれども、やはり全体の賃金を引き上げていく上でも非常に私は重要なことだろうと思います。とりわけ、葛城市におきましては、ラスパイレス指数が奈良県内12市の中においても非常に低いということで、これまでも問題にしてきましたけれども、このことについて伺います。奈良県12市の中でどういう位置にあるのか。過去5年間の推移はどうなっているか、伺います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

令和6年4月1日現在の葛城市のラスパイレス指数は95.3で、県内12市のうち最下位となっております。過去5年間で見ますと、令和2年は11位でしたが、令和3年以降は最下位の状況が続いております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 先ほど一般質問の中で、葛城市は公務員、葛城市に勤めたいという方が増えていると、他市と比べて、これはまちとして勢いがあるということだろうということで、そこで働いてみたいという方がいらっしゃるということで、これは本当に私はいいいことだと思うんですけども、やはり職員の士気とか、あるいは優秀な人材の確保のために、私はもっと葛城市のラスパイレス指数の改善、これをぜひ求めたいと思うんですが、このことについての見解をお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ラスパイレス指数が低い状況は、職員の処遇やモチベーション、人材確保の面で影響があると考えられます。現在、人事課で本市のラスパイレス指数を改善する方向で研究させていただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 よろしくお願ひします。職員の賃金につきましては、将来にわたって非常に大きな影響が出ます。まさに生涯賃金に関係することでもありますし、ぜひ、これについての改善を求めたいと思います。

続きまして、公務員の賃金に関係することで一番大きな問題は、会計年度任用職員の処遇の改善の問題であります。これについては、時間の関係で少し割愛しますが、公募によらない再度の任用の上限回数ということについて伺いたいんですね。というのは、会計年度任用職員の処遇改善については、この間ずっと取り組まれてまいりました。以前は、非常勤職員として賃金が上がらない。しかし、勤める年の長さによって賃金が上がっていくようにする。あるいは期末、勤勉手当を支払うなど、会計年度任用職員の方の賃金改善というのはこの間進んできたんですけども、非常に不安定な雇用にあります。

実は葛城市におきましては、正職員の方よりも多くの会計年度任用職員の方が働いておられて、窓口業務など非常に力を発揮されていらっしゃいます。そういう方々が、最初に勤めて、2年目勤めて、3年目、段々経験を積むにしたがって、その職場のことも把握し、専門性も高めていく。そうした方が今、葛城市においては、任用に当たって、ある年になるともう一回採用試験を受けなければならないと。そこで採用されるかどうか分からないという、こうした状況に置かれているんですね。今、実際に葛城市では、そうした再度の任用に当たってそうしたことを求めるということはどうなっているのか。それについてお伺いしたいと思います。

それから、これは有給休暇の問題で、私傷病休ですけれども、有給による私傷病休についての休暇、これについては葛城市はどうなっているか。いずれも、奈良県12市において、公募によらない再度の任用の上限回数、これはどうなってるかということについて伺います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 まず、公募によらない再度の任用状況につきましては、葛城市におきましては、上限回数は2回までとさせていただいております。

それと、私傷病休については、有給休暇として、葛城市は運用させていただいております。

以上です。

谷原議員 12市の状況は。

高垣企画部長 公募によらない12市の状況につきましては、葛城市同様に上限回数を設けているのが7市、上限回数を設けていないのが4市となっております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 公募によらない再度の任用の上限回数2回までということですから、3回目になったらこれは採用試験を受けるということでもあります。これまでは雇用の機会均等ということで、公平な採用をしたいということが理由になっておりましたけれども、これについては総務省の通知が出ております。つまり、総務省の通知では、こうした公募によらない再度の任用の上限回数については見直すようにということを出ているわけです。これも会計年度任用職員の処遇改善の大きな柱であります。やはり、経験を積んだのに2回までで、3回目になると再度採用試験を受けなければならない。場合によってはもう採用されないということになっていくわけで、これについてはやっぱり見直すべきだという通知があって、今、だんだんこれを取っ払っているというところが増えてきているわけです。奈良県12市の中でも4市は既にこれを撤廃しております。これについて私も見直すべきだと思うんですけども、見解をお伺いしたいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 総務省が令和7年8月に改定いたしました、会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル65ページのQ&Aの問6の6の中で、令和6年6月に国の期間業務職員について、公募によらず、事前の勤務実績に基づく能力の実証による再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されたが、各地方公共団体において、これまでの取扱いを見直す必要があるのかという質問に対しまして、国の取扱いは例示として示したものであり、具体的取扱いについては、各地方公共団体において平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じ適切に対応されたいとされております。

葛城市では、従前から公募によらない再度の任用の上限回数を2回として運用しております。今後も、他市の状況を踏まえ、任用の公平性、透明性の確保をしながら、優秀な方には公募を経て引き続き勤めていただけるよう適切に運用してまいりたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 いろんな他市の状況も踏まえながら、ぜひ、これについても、総務省もなかなか微妙な言い回しになっておりますけれども、従来とはやはり変えてきてるわけですよ。何で変えてきてるかというのと、やっぱり会計年度任用職員の方の処遇、これは非常に、同一労働同一賃金という考え方からすると、改善しなければならないという声があって微妙に動いてきている問題でありますから、ぜひ、先取りをして実施していただけたらありがたいかなというふうに思います。

今日は、幾つか質問してまいりましたけれども、葛城市において本当に優秀な方々が、

一生懸命市民の方のために働いていただく。そのことに報いる処遇の改善を求めまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

杉本副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

次に、1番、福本善之議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、福本善之議員。

福本議員 皆様、こんにちは。福本善之でございます。ただいま議長から許しを得ましたので、これより、防災につきまして一般質問をさせていただきます。何分、新人議員ですので、以前の審議と重複する部分がございますらご容赦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからの質問は質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 まず初めに、昨日、青森県周囲でマグニチュード7クラスの地震がありました。被災されました皆様には、お見舞い申し上げます。そして、今後の地震に注意をいただきまして、一日も早く、日常に戻っていただけますことを切に願っております。今や地震というものは、日本全国どこで起こってもおかしくはありません。南海トラフ地震を見据えて、葛城市でも準備をしているところではございますけれども、そういったところを確認、指摘するためにも、今回は防災につきまして集中して質問をさせていただきます。

まず初めに、指定避難所として市内17か所ございますが、何人の収容を想定しておられて、近隣にある防災倉庫11か所の準備物の内容を教えてください。そして、猛暑の夏、寒冷の冬、いつ何どき災害が起こるか分からないため、市民が用意しないといけないものがあるかもしれません。生理用品、子どものおむつ、ミルクの準備、お尻拭き、離乳食、大人のおむつ等も含めて教えていただけますようお願いいたします。また、避難所の冷暖房設備につきましても、現在の状況でいいので、よろしくお願いいたします。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

まず、本市の指定避難所17か所の収容可能人数は、1万1,643名となっております。また、市内防災倉庫11か所の中に備蓄食料や飲料水、防災備蓄品などを保管しております。生理用品の備蓄数につきましては、現在3,420枚、大人用のおむつはございませんが、子どものおむつは、Sサイズが6,216枚、Mサイズが1,441枚、Lサイズが4,097枚の備蓄しております。離乳食の準備は、備蓄はございませんが、液体ミルクにつきましては、今年度購入分を合わせますと432本を備蓄しております。不足分につきましては、企業様との協定により調達することとなっております。これらにつきましては、各ご家庭での備蓄もお願いしているところでございます。また、冷暖房設備につきましては、いきいきセンター、ゆうあいステーションなど一部の施設では完備しておりますが、学校などの体育館はスポットクーラーのみの設置となっております。今後、体育館の空調設備工事の際には、避難所の運用も含めて検討してまいりたいと考えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 ありがとうございます。かなり有事に備えていると考えております。また、離乳食に関しましては、どうしても離乳食してあげたいというふうな親御さんもいらっしゃると思いますので、離乳食に関しましては、やはり、かなり温めて、煮詰めて、また冷ましてというふうな作業があって、結構時間がかかるものでございますので、よろしければ、お子さんの食べるタイミングによりますので、できたら備蓄ができればいいのかなというふうに思います。また、昨今の極端な猛暑、極端な寒冷でございますので、低体温対策としても毛布をご用意されてるとは思いますけれども、アルミシートも熱放散を防止してくれますし、夏であれば、熱中症の対策といたしまして塩タブレットや経口補水液も準備に加えられるとなおよいかなというふうにも思っております。

また、けがをされてこられる方を想定いたしますと、応急処置の道具はあると思いますけれども、その中でも弾性包帯とって、伸びる包帯になるかと思うんですけれども、それだけではなくて、三角巾だとかさらしにも使用されております巻軸包帯、いわゆる綿包帯、伸びない包帯、そういったもののほうが骨折や脱臼などの固定にかなり使えますので、腐るものでもございませんので、またご準備いただけるのであれば、備蓄に入れていただければというふうに思います。

また、冷暖房の完備については2施設というふうなところで、まだまだ少ないようにも感じております。体育館の空調設備は、避難所だけじゃなくて、普段の日常の運動の場にもなりますので、またそういったところの速やかな検討をよろしくお願ひしたいなと思っております。

続きまして、葛城市におきまして1万7,000食の備蓄を準備されているということですが、葛城市の想定である1万1,000人の約1日分でありまして、基本的には避難された方々の防災パックに入っている食料を計算に入れておられると思います。以前にもキッチンカー協会との協定も提言されておりましたが、現在の食料物資の協定につきまして教えてください。よろしくお願ひします。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 現在、食料に関する協定につきましては、JAならけん様、そして、ならコープ様と協定を締結しております。また、キッチンカー協会とは現在締結はしておりませんが、今後、協定の締結に向けて調整を行っているところでございます。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 ありがとうございます。食料がありますと被災しても命を守るというふうな安心材料にもなります。多くの人が集まると、自助、共助で炊き出しを行いますけれども、設備が足りないということも考えなければなりませんので、そういった意味でもキッチンカーは必要だと私も考えておりますので、そういったところの協定締結よろしくお願ひいたします。

次、大規模災害であれば、奈良県は、五條市を起点として和歌山、そして大阪に物資を輸送するとしておりますけれども、中長期に見ますと、東日本大震災でも隣県にすら物資が届いていなかったよというふうな話も聞きました。中長期の物資として葛城市はどのぐらい見積もっているのか。見積もっているのであれば、何をどのようなルートで配送してもらえ

るのか。そういったところ、食料の配送方法を含めて教えていただけたらと思います。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 大規模災害発生時には、市の備蓄物資だけでは不足することも想定されますので、その際には、まず国や奈良県からの支援物資に頼ることになります。奈良県防災応急対策基本構想では、広域災害拠点といたしまして、北部中核拠点を橿原市に、南部中核拠点を五條市に整備をする計画となっております。このたび本市で整備を予定しております物資集積拠点とは高田バイパスで結ばれておりまして、非常に良好なアクセス環境にあることから、物資はかなり迅速に届くものと推察をしております。さらに、物資集積拠点から各避難所までの配送につきましては、市内の道路事情に詳しい運送事業者様と災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定を締結いたしましたので、可能な限り、円滑かつ迅速に被災者の方々にお届けできるよう体制を整えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 ありがとうございます。まず、葛城市に物資が入ってこないというふうにならないように、被災しても安心して葛城市に住めるように、物資の運送に期待しております。必ず物資が入ってきますようによろしくお願い申し上げます。また、幾度となく質問事項に挙がっておりますけれども、現在のトイレ事情につきまして確認をさせてください。能登半島地震でもトイレ事情は大変であったとお聞きをしております。避難所においてトイレの数や備品につきまして教えてください。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 大規模災害発生時には、ライフラインの被災状況に応じてどのようにトイレ環境を整備していくかが重要な課題となります。まず、本市では、小型トイレカーを2台配備しており、さらに、今年度は多目的タイプの小型トイレカーを1台導入する予定でございます。

次に、トイレの備蓄といたしましては、各指定避難所に自動ラップ式のトイレを各2台割り当て、その起動用の蓄電池及びテント、消耗品を備蓄しております。また、簡易トイレの増配備を進めるとともに、段ボール製のトイレを災害時に迅速にご提供いただけるよう、複数の市内企業様と協定を結んでおります。さらにマンホールトイレにつきましても、8公園19基に加え、いきいきセンターに3基の計22基を整備している状況でございます。しかし、大規模災害時には十分な数を確保できないことは課題として認識しておりまして、そのため今後もトイレの環境の整備強化を進めていきたいと考えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 トイレに関しましては、大なり小なり、人によって個人差があってリズムもありますので、他者と用を足すタイミングが重なりやすく、男女にとっても使用時間が異なります。人によっては洋式しか座れないんだよというふうな場合もございます。長時間の待ち時間がある、仕方なく指定の場所でできない場合も想定されますので、課題として認識していただいておりますので、また防臭袋の数も含めまして、また準備をしていただけますようによろしくお願い申し上げます。

次、就寝、居住スペースとしましてファミリーテントを言われてましたが、現在の数など

対策を教えてください。また、外部からの支援者の宿泊先として、旅館、ホテルなどの宿泊施設との協議をされるということでしたけれども、進捗状況を教えていただきたいです。よろしくをお願いします。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 現在、避難所での居住就寝スペース対策といたしまして、テント型のパーティションを、今年度導入分を合わせますと317張りの備蓄数となり、また、段ボール製の間仕切り用パーティション及びベッドを災害時に迅速にご提供いただけるよう、複数の市内企業様と協定を結んでおります。これらは被災された方々の状況に応じまして、高齢者や障がいの方、小さなお子様のおられる方に優先的にご利用いただく運用を考えております。避難所で生活する上でプライバシーの確保は重要であると考えておりますので、今後も様々な方策を検討し整備をまいります。

一方、外部からの支援者の宿泊場所につきましては、基本的には支援者側が宿泊場所を確保することがルールとなっております。しかしながら、宿泊場所の情報提供などは必要だと考えておりますので、県などと協議し、近隣の市町村とも協力体制等を検討してまいりたいと考えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 核家族化が進んでおりまして、プライバシーの保護というところは大変重要でございます。一応ファミリーテントが317張りということで、4人家族というふうなところを想定いたしますと1,268人、収容可能人数の約1割というふうなところがございます。ちょっと少ないのかなというふうにはやはり感じますので、貴重品の持込みもされていると思います。安心して避難所生活が送れるように対策いただけますように切に願いますので、よろしく願いいたします。

また、外部からの支援者の方々のために宿泊場所の情報提供ができますように、また協議のほどよろしく願いいたします。

そして、要支援者対策といたしまして、避難行動等をどのように支援していくなど、予定があるのか。各大字と協力してどのように支援されるのか。また教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 要支援者の方々につきましては、災害時要支援者登録申請書兼個別避難計画を作成いただいております。こちらを大字自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会などと共有をいたしまして、平常時においては地域での見守りなど、また、災害発生時には安否確認や避難支援などに活用しております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 どこまで支援を求められるかというふうなところになるかと思いますが、各大字へ情報提供するだけではなくて、例えば、その方が移動を求めておられた際にどういうふうに移動していくのかというふうなところも、各大字と協議をして共有していただけたら

いいのかなというふうに思っております。

また、次に、ネットワーク環境につきまして、ネットワークの環境というのは災害時に不通になりやすいというふうなところで、ネットワークの無制限開放を予定しておられますけれども、相撲Wi-Fiというのはどの程度利用可能なのか。つながりやすさとか、市民と現場を指揮する職員の方々のWi-Fiを分ける必要性はないのかというふうなところで考えを教えていただけたらと思います。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 相撲Wi-Fiにつきましては、現在、市内に19か所設置をされております。しかしながら、災害が発生いたしますと、電話やインターネットをはじめとした通信手段にアクセスが集中し、相撲Wi-Fiにおきましても、安定的な通信は難しいと想定されます。一方、災害対策本部におきましてはスターリンクを導入しておりますので、災害時における県や気象台などの行政機関との重要な通信手段は確保できるものと考えております。また、このスターリンクは移動式でございますので、必要に応じて移動しての利用が可能となっております。これからも災害に備えた安定的な通信インフラの整備を検討してまいりたいと考えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 スターリンクにつきましては、非常に経費かかるとは思いますけれども、災害対策本部には必須のものであるというふうな認識でございます。ですが、やっぱり避難所に行かれる職員さんたちと連絡が取れることも必要だろうと。そしてまた、各大字との情報交換も必要になってくるだろうというふうに思いますので、市民の皆様へ安定した通信とともに通信インフラの整備をお願いしたいところでございます。

また、次の質問では、避難所に来てもらいます医療従事者との協定状況やトレーニング内容につきまして教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 現在、市内の医療従事者との協定は締結しておりませんが、地域防災計画におきまして、災害発生時は、本市の医師会の先生方には、まず、診療可能な医療機関として診療所を確保していただくこととなっております。本市といたしましては、市内の医療機関の被災状況及び診察状況を把握し、中和保健所と情報共有を図るとともに、県と協力して避難住民などへの保健医療活動を行うこととしております。これからも、災害に備え、様々な医療従事者などと連携を深めるとともに、防災訓練などを通じて協力、連携体制の構築を検討してまいりたいと考えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 もちろんなんですけれども、医師会の先生方との連携ということは非常に非常に大切でございます。しっかりと連携がとれるようお願い申し上げておきます。県や中和保健所とも協力することも大切でございます。ですが、発災後すぐに駆けつけられるのは、この葛城市におられる方々だと思っております。知識と技術を持たれた葛城市の医療従事者と葛城市をつなぐことは非常に大切なことでございます。そして様々な医療従事者と連携を深める

とおっしゃってくださいましたので、私、事前に調べておりましたので、お伝えさせていただけたらというふうに思っております。

医療系国家資格というふうなところで調べてまいりました。検索ワードでそれ入れていただいても多分出てくるとは思いますけれども、医師、看護師、歯科医師、助産師、保健師、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師、あんまマッサージ師、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー、公認心理士、精神保健福祉士などたくさん資格がございます。その中で、介護施設でもまた働かれるようなことあるんですけれども、機能訓練指導員というふうなところで、介護施設とか医療施設でも働くことができるというのは、看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師、あんまマッサージ師、言語聴覚士というふうになっております。言葉で言われて、この人ら何してくれるんやろうというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、医師、看護師につきましては、皆さん、もちろんご承知だとは思いますが。病院の中で働いていただいている方々でございます。また、理学療法士、作業療法士というふうな方々も、病院の中でリハビリを担当していただくような形になっております。

歯科医師に関しても歯医者さんです。皆さんすごく分かってると思います。歯科衛生士も、歯の中をきれいにしていただけるような方々でございます。助産師、保健師というのは、看護師の資格を持たれた上で助産師、保健師というふうな形のまた再度資格を取得していただいた方々になります。救急救命士、救急車が来られたときに中に乗っていただいている方々ですね。薬剤師、お薬、しっかりと見ていただいている方々です。これもすぐお願いしないといけないところだと私は思っております。柔道整復師、まちの中の接骨院、整骨院、骨接ぎと言われるところですね。骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷というのを見られるというところですね。

鍼灸師、針を打ったり、おきゅうをしたりという先生ですね。あんまマッサージ師、手でもんだりだとかというふうなところの先生方になります。視能訓練士、目のところの訓練をしていただける先生方、言語聴覚士、言葉を訓練していただける先生方、管理栄養士だったりだとか、また、もちろん栄養のことをやっていただける方、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー、これは介護機関で働いてもらったりだとか、社会福祉士なんかは市のほうでも働いていただいているというふうに思っております。

様々な資格がありますが、今申し上げた国家資格の方々が、県の防災訓練にも参加されている団体もあると思います。また、様々な大会の救護をされている国家資格または国家資格以外の団体もそこにはございます。救護をしていける力を持った先生方がたくさんおられるというふうに思っております。初日に関しまして、発災後初日は、医師のトリアージがあって、負傷者情報をアセスメントシートに記載していくこと、それとともに、応急救護が必要だと、そういうふうなところが予想されます。医療従事者の確保とトレーニングが必須になると思っております。

それ以降の2日目、3日目以降に関しましても、健康被害が起きないように、身体機能のケアや心のケアを含めた対策をしていかなければなりません。発災初日から市民の命を守る

ためにも、どこまでの医療従事者と協定というふうなところを結んでいくのか。課題はあると思いますけれども、災害に向けてトレーニングしていくためにも、必ず協定という言葉は必要になってくると思います。しっかりと医療従事者の方々と協定を結んでいただくことを早急にしていただけるようお願い申し上げます。また、命というのは、人命だけではなく、犬や猫だったりだとか、そういったところもございます。もちろんのこと、獣医師の先生方にも協定を結んでいただけるようお願いを申し上げておきます。また、こういった避難所におきましては、避難所のアセスメントシートの作成というのは、市の職員さんにやっていただかなければならないというふうに思っております。従事してもらう全ての方々のトレーニングができる環境づくりというふうなところで、よりお願いを申し上げたいと思っております。

各大字の公民館、一時避難所というふうにもなっておりますので、各大字との連携は必須でございます。医療従事者の派遣体制だったりだとか、そういったところも整える必要性があると思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後、葛城市といたしまして、もっと各大字とつながって、防災トレーニング、そういったことを強化していくためにも、様々な団体と協定を結んでいく必要性があると考えますけれども、市長の協定に対するお考えをよろしく願いいたします。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 本当に昨日、青森県の東方沖でマグニチュードが7.4ですか。ほぼ2年前に起こった能登半島地震、2024年の1月1日に起こったのがマグニチュードが7.5でございましたので、ほぼ同じのエネルギーが放出された。ですので、まだ今現在、青森県の詳しい状況は把握はしておりませんが、まずお見舞いは申し上げたいと思います。そして、改めて地震に対する気持ち強く持たないといけないんだなということを感じたところでございます。

いろんな地震が起こるたびに、それを自分の教訓として、いろんな準備を行政としてはまいりました。その中で先ほどおっしゃっていただいた協定もそうなんですけども、特に直近の能登半島地震、ほぼ2年前なんですけども、そのときの教訓としては、先ほど議員がご質問いただいた、トイレの問題ですとか、いろんな問題ありました。その中で行政として一番大きく感じたのは、実は受援施設の問題でございました。葛城市、いろんな体育館ですとか、いろんな施設あるんですけど、そのほとんどを避難所としての活用をしておりましたので、受援体制をとるということが難しゅうございましたので、そのようなことですか、例えばトイレが問題があればというようなところを重点的にこの2年間で整備をしようとして頑張ってきたところでございます。

それで、議員がおっしゃる協定も結んでまいっておるんですけども、その中でやはり一番大切なことは、協定を結ぶこともそうなんですけども、結んだ後が大切であるという認識を持っております。やはり通常でない状況の中のイメージを共有することによって初めてその協定が生かされるものだという認識を持っております。ですので、今現在はどのような活動をしておりますかといいますと、避難所ごとの訓練を行うような形にしております。避難所としての運営は行政そのものだけではできませんので、運営訓練をしていただいたり、また、

社会福祉協議会にはボランティアセンターを設置できますので、そちらのほうでの運営訓練をしておるところでございます。いろんな団体の皆様方と協定を結びながら、そしてその協定が有意義に活用できる、有効的に活用できることを前提として協定を結んでいきたいという思いでございます。今後とも、災害に対しては、命を守る努力を、自助、共助、公助とはなりますが、最大限尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 ありがとうございます。市長からも、力強く、最大限にやっていただけたというふうなところでお聞きをいたしました。やはりいろんな方々、避難される、想定される方々とトレーニングしていくこと、これ、すごく大切でございます。ただただ協定を結んだからといって終わりではありませんので、そこからのトレーニングが一番大切になります。避難所を想定してしっかりとしていけるように、葛城市としてこれからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

杉本副議長 福本善之議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は2時45分、14時45分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時45分

増田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、13番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは、今回の12月議会での一般質問、最終バッターとなりました藤井本でございます。今回については2問の質問をさせていただきます。今年3月に初めて聞かせていただいて、着々と進められました生ごみ堆肥化施設、山麓公園の多目的広場に移設をされたわけですけども、それに伴う問題についてということで質問を1つ目はさせていただきます。

2問目は、農業経営者の市特別融資の新設はできないかということで、これにつきましても前回出してたんですけど、6月議会でも出してたんですけども、時間足りなくてこれを割愛してもらいましたので、今回させていただきます。

あとの質問については質問席で行います。よろしくお願いいたします。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 今回の一般質問、改選後初めてということで、4人の新人の方、一般質問されました。非常に白熱した、すばらしい議論であったというふうに思います。私も、今回もう7期目ということで、後ろで座っていて、じっとこう考えてたんですけど、理事者も含めて、この議場に私が一番長いこと、古くから座ってるなというふうに、合併前からでしたので、議員とか含めるともちろん阿古市長が長いわけですけど、この議場でいうと一番古いねんなど、そういう思いというものを、また歴史というものをかみしめながら、今回も、またこれからも、議員活動、そして今回の一般質問も進めてまいりたいというふうに思いますので、最後、

長くても1時間ですんで、ご容赦いただきながらお聞きいただきたいというふうに思います。

一番最初、生ごみ処理施設のことについてお話をさせてもらうわけですけども、これについても、今年の3月議会、当初予算のときからの話でございます。2期目以上の方、委員会でも何度も聞いてるということをおっしゃる方もおられるかもしれないですけども、これは、私は、まち、葛城市全体の問題であろう。なるべくいい形で終わらせたいという思いもございませう。そういうところから、重複して以前にもお話ししたという部分も出てくるかわからないですけども、そこはご容赦いただきながら、振り返ったところはあるんですけど、ご答弁いただき、聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、今申し上げました、今、山麓公園の旧バーベキュー場跡に移転となりました、生ごみ、いわゆるおひさま堆肥場、これについて、初めて今年の3月議会の予算特別委員会に出てまいりました。まずもって、ここに移転を余儀なくされた理由ということで説明を受けて、我々は賛成をしましたが、その理由について再度確認しておきたいと思ひます。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願ひいたします。藤井本議員のご質問にお答ををさせていただきます。

おひさま堆肥事業の目的は、資源循環型事業、ごみの減量化対策の一環として、平成21年度から、高田バイパス高架下をお借りして事業を開始いたしました。当初は、移転場所が見つかるまでの3年間の約束で一時占用でお借りをいたしました。その後、移転先が見つからず、延長、延長をお願ひをしてきましたが、令和7年9月30日をもって期間満了となることから、今回の移転となりました。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 そうですね。だから、最初に聞いたのは、国道事務所がもう借りれないねんと。返さなあかんねんと。だから移転しなくてはならないねんというところからこの話は進みました。我々も、そういうふうに指導、また指摘を受けているのであればということで、いろんな話し合いをしながら、このことについては予算として私も賛成をさせていただいたところがございます。

では、続いて質問を続けてまいりたいと思ひます。それでは、この場所、山麓公園の多目的広場、旧バーベキュー場に決まった、決定をした経緯、理由、これについてももう一度確認しておきたいというふうに思ひます。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 この質問につきましても、何回もお答ををさせていただいておりますが、市内様々な場所を検討させていただき、最終立地条件等も含め、最適な場所であると判断し決定をさせていただきます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 今、最適な場所であるという判断をしたということでございませう。私は、予算特別委員会、このときは委員長もさせていただいてました。厚生文教常任委員会の委員長の許可も得て、予算特別委員会のやってる中で厚生文教常任委員会を休憩をとってやっていただくと。

私なりには大きくこれについて意見をしたという記憶もあるし、2期目以上の議員さんは、それを聞いていただいていたということを出していただきたいというふうに思います。

私は、最適な場所ということ自身に、これ自身、改めてもらわなあかんというふうに考えております。それについては、次に進みながらこのお答えを求めていきたいと思っておりますけれども、このとき私の気持ちを振り返ってみると、このときというのは、今年の3月の予算特別委員会です。火葬場というのは昭和62年に完成して、また、これに伴う山麓公園というのは昭和63年に完成をいたしました。旧の新庄町でございますけれども、38年前の話です。私も、38年前ですから、20代の話ですけれども、当時の足高晋町長が、当時の新庄町に火葬場がないということで、これから町には必要だという強い思い、長く町長をされてましたけれども、これを造っておかなあかん。それまでというのは、當麻町は私は分からないですけども、旧の新庄町は、御所のほうをお借りして火葬というのをお願いをしていた。それを、やっぱりこれは将来のために必要だということで、何が何でもやっておきたいという強い思いが足高町長にあったのであろうかというふうに思います。

普通に考えて、火葬場、また墓地、こういうのは建設反対運動が起こりやすい。建設に反対する運動が起こりやすい施設であるというのは、これはもう全国どこへ行っても同じ気持ちであろう、市民、国民、皆、同じ気持ちであろうかというふうに思います。この後、足高町長自身は、これを造って、ご自身も引退されて、その後すぐにご逝去されたわけでございますけれども、私はそういう強い思いというのがございます。今申し上げたように、地域から反対の出やすい施設である。ここを頑張らした。そのときに地域計画というものを示しながら、ただ単に「造りますよ」、「はい、どうぞ」といってることがないじゃないですか。物すごく苦勞されたと思いますよ。

足高町長時代の苦勞もあって、また、そのときの住民の方のご理解もあってできたわけじゃないですか。そこには大きな話合いがあったと思います。これは私も、その当時は一市民ですから、そんな中身は知らないですけども、あってしかりやと思います。私はそこにこだわって、この3月議会のときに、これでいいのですかということ強く申し上げたところでもあります。

地域計画があつて、火葬場を造りました、墓地を造りました。公園を造りました。そしてこの地域というものをこうしていきましょうという計画があつたにもかかわらず、なぜですかということはその当時も申し上げておりますので、そのことについても振り返っていただきたいと思います。また私もこの本会議場でその言葉を残しておきたいというふうに考えて、次の質問に行かせていただきたいと思います。

これに至るまで、今年の3月、予算特別委員会でこの話がばつと初めて出てきた。ここに至るまでの経緯について、どことお話をされて、誰とお話をされて、いつ頃、期間とか内容について、その辺をお示してください。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 堆肥場移転先の場所が大字寺口であったことから、令和6年1月に説明会を開催させていただきました。その際いろいろな意見もいただきましたので、再度説明会の段取り

をさせていただいておりましたが、その間、寺口区長さんがお話をしていただき、一定の条件を出された中で、2回目の説明会を開催することなく、了承をいただきました。それが令和6年の秋ぐらいでございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 令和6年、今申し上げたように、今年の令和7年3月に我々議会の委員会の中でこの話が出てきた。令和6年の1月に説明会というものを、所在地である地域の方とお話をされて、了解を得たのが令和6年秋ぐらいであったというお話ですよ。この時点で我々議会は何も知らなかったわけですよ。何の報告も、こういう話をしている。例えば地域の方とお話をされて、地域の方から聞かれてた議員さんはおられたか分からないけども、議員に正式には何もなかったわけで、議会に対してなかったわけですよ。

次進めますね。私が3月の定例会、予算委員会でその説明を聞きました。そのとき思いましたけど、今、葛城市のホームページ見てもらってもいいと思うんです。今、スマホでも見れます。葛城市の山麓公園の施設概要か何かを見ると、これは寺口に位置するけども、平岡や山口と隣接、そういった中にありますよというの葛城市のホームページで示してるわけですよ。位置は、それは寺口か知らないけども、葛城市のホームページで平岡とか山口という言葉を出してるわけですよ。だから、そんなことも思いながら、予算委員会の中で、国交省が変わらなあきませんよと、9月までですよと強く言われましたという説明を我々にするから、だから、これを変えなければならぬ、予算というものをこれは認めていかなければならぬ。その代わり、地域の方々としっかり話をしてくださいよと。附帯決議というものもあります。そこまで形式的なところまでは言わなかったですけども、委員会の中では再三にわたって私は言ったというふうに記憶しています。また、ほかの議員もそれは聞いてくれてるだろうと思います。

この意見、私の意見というより、議会から出た意見、何遍も言いますけども、重大視して、その途中で、予算特別委員会の中で厚生文教常任委員会まで開いた。そういった中での意見、議会に対して、議会から出た意見、なぜ聞いてもらえず、進められたのでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 今回の移転に関しまして、当該平岡区への配慮が足りず、ご心配をおかけしているところでございます。その後、後刻ではありましたが、6月29日、また10月3日には、市長に出席していただき、平岡区への説明をさせていただきました。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 10月3日に市長が行かれた。このときも9月議会で条例の制定の採決ございました。賛成も反対もあって、これは可決されたわけですけども、賛成の方からも、こういう問題になって、また、この地域の方々には反対の看板をかけられておられる。非常に強く要望されている中で市長が出向いていないという中で、市長はやっぱり行くべきやと。そのときの奥本議長からもそういうご意見もあって、全体の意見としては、議会からもそうですよということでも市長は行かれた。10月3日に市長が出席していただいたということですけども、それ以降、あのとき議会から、賛成の方も反対の方も行くべきだと、ここは一緒やったわけですよ。

それ以降、市長は何回行かれてるのでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 10月3日の説明会の中で、大字平岡区から要望書のほうが提出をされております。その要望書を市のほうで精査をいたしまして、今現在、大字平岡区のほうにお返しをしているというような状況でありますので、それ以後、平岡区の皆様と私らも含めてのお会いというのはさせていただいてはおりません。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 丁寧に説明していただいたんですけど、端的でいいんです。それ以降、議会から市長行きなさいよという、これはお願いになったのかな。お願いでもいいじゃないですか。何回行かれたのですかということをお聞かしている。1回なら1回で、2回なら2回ということをお聞きしておきたいと思っております。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 10月3日の説明会だけでございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 順番を、申し訳ないんですけども、一般質問というのは通告をして順番も書いてるんですけど、順番を変えたいと思っております。8番だけ、先へ飛んでくれますか。葛城市が今やっているおひさま堆肥事業、生ごみの処理、これは、されてることというのは非常に私は立派やと思っております。委員会でも申し上げてますように、ごみの減量化にもつながる。循環型社会形成へもつながる。いろんな意味で、私は、地球にも優しい事業やという認識は持っております。こういった事業をやられているのは、奈良県内にはどうなのか。また、近畿ではどうだとか、全国ではどうなのか。どういう割合の市町村が取り組んでいるのでしょうか。分かる範囲でお答えください。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 葛城市内にも有機農法でされておられる農家さんがおられます。その農家さんは堆肥を自らつくられておられます。このようなおひさま堆肥場のような施設は、奈良県内にはないと思っておりますが、全国的にはこのような施設がございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 奈良県ないですよ。私も奈良県でこういうことをやっているというのは、県庁等にも出向いて調べましたけども、ないですよ、本当に。それだけやってるといことは、やられてる方について私は立派やと思うし、やってることは立派じゃないですか。しかし、なぜこういうふうになってしまったかというのは、原因があって結果があるわけですよ、市長。後で一番最後に答えてもらったら結構ですけども、どっちも大事にしていかなあかんことじゃないですか。だから、これは奈良県でうちだけがやってるといこの認識でいきたいと思っております。

それと、全国的にはやってるところありますとおっしゃったけども、もう答えは求めませんけど、本当に少ないですよ。全国を見ても、やられてるところは少ないというふうに理解をしています。もし、違った場合だけはお答えくださいね。では、そういった中で、平岡

区の皆さん、看板も立てて、何とかしてほしいということを訴えておられる。反対をされている。反対理由というのはどのように把握されてるのでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 反対理由といたしましては、計画の中止、移転先の再検討、臭気対策と鳥獣被害等が考えられます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 計画を中止してほしいというのが一番に来るわけですよ。中止して移転先を再検討してください。計画を中止いうたかて、もう既に稼働してるわけですから、これは今までの反対理由であったと思います。移転先を再検討してくださいというのが今の一番の希望であろうというふうに思います。それと臭気対策、また鳥獣被害、今、答弁をされたとおりであろうかというふうに思います。我々、9月以降、9月の議会でも夜遅くまで、私も述べさせてもらって、また理事者の方々もご答弁いただきながら、夜遅くまでかかった。これは議会としても、地域の方も、今日は平岡の方もおみえですけども、議会としても一生懸命やっているということをご理解をいただきながら話を進めていきたいと思っておりますけども、9月で、その後、我々、10月に選挙がございましたので、その後の流れというのは分かっていません。それ以降の折衝をどうされて、回数とか流れとか、主立った動き等についてお示してください。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 10月3日に説明会をさせていただきました。平岡区の方からは、火葬場、霊苑等の建設時の話をいろいろ聞かせていただきましたが、そのときの書面が存在しておらないのが現実でございます。そこで今回の堆肥場につきましては、最終協定書を締結するということまでは双方合意をしております。現在、10月3日の説明会で要望書が提出され、11月12日付で回答をお渡しをさせていただいております。この間、地元からの要望につきましても、できることから随時対応をさせていただいております。引き続き平岡区の皆様にご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 今の答弁が分かりにくいんですよ。先ほど私が足高町長の時代の話まで出して、何か自分の古さを出してしまったように思いますけども、昭和63年、2年、3年の話ですよ。そのときに、いろんな話合い、地域計画があったやろうということも言いましたけども、そのときの書面が存在してないというんやね。という話を今されたというふうに思います。今回は協定書を締結するということで合意をしてるという、今、説明であったかと思っておりますけども、協定書を締結をしましょうというのは、市が言うてるんですか。地元の方が言うたはるんですか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 10月3日の説明会の際の要望書の中にも協定書という文言も含まれておりました。また、先ほど申し上げましたように、墓地であったり霊苑のときに、こっちが聞き及んでる話はあるんですけども、正確にどうであったかという確証ができないということもありましたので、今回の堆肥場については、文章として最終協定書を交わし、後世まで引き継いでい

ただくというような形で双方が最終協定書を締結するところまでの合意はさせていただいております。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 ここが、私も乗った船と言うてええのか、これはまちづくりとしておかしいと思っておりますから、自分の選挙もございましたので、一定期間は自分のことで精いっぱいやったわけですけども、この地元の方とも何度か、本当に片手で数えるほどですけども、お話をさせていただいています。今の協定書という中で、市の言うたはるのと、地域の方が言うたはるのの違いがございます。市が言ってる協定書というのは、協定書をもって、一番最初にあったように、ここは最適な土地なので、これからもずっとやらしてもらおうと。やらしてもらおうに当たっての協定を結びましょうと。以前、火葬場とか墓地ができたときには、そういう書面が残っていないので、それを残しましょうという市の言い分であろうかと思えます。

地域の方の話を聞いてみると、先ほど申し上げてるように、地域の方の言い分は何ですかと。早く次の場所を考えてほしいというのが一番であろうかと思えます。私もお話をしてるんですよ。もうできた以上、何らかのいい形でというのは、それは思っています。私も言っています。しかし、早く変わっていただきたい。でも、今やられてるのであるから、1年やったら1年、していただいて、その中の1年間の協定というのを結びたいというふうに思ってるねんということなので、これについてはどっちが正しいかというのは分からないので、一度、地域の方と確かめてください、協定書の意味を。でない、また違った方向に行っても何なので、時間がたつと何でも分かれていく、広がっていきますので、なるべく早い間に、そこにボタンの掛け違いと言うてええのか、話の違いがあれば、早い時期に解決をしていただいたほうがいいと思います。今言ってること分かっていたいただきましたよね。その協定書の意味を確認していただいて、いずれかの常任委員会の今度の報告のときでも結構ですから、その協定書の意味というものをまず説明していただきたいと思えます。

部長、先、先進まれたので、重要などこまで行っちゃいましたけども、また戻ってくださいね。次、7番のほうへ戻ってください。これも常任委員会の中で私も述べさせてもらったところでもありますけども、この話のそもそもの出発点は何かということ、奈良国道事務所、この高架下を今までから使ってたわけですけども、国交省の管轄である奈良国道事務所が、もう9月いっぱいですよ。もちろんそこまでの話合いもしながら9月30日というのを双方で決められて、もう出ていかなあきませんねんということを言われていますというのが、今年3月の予算特別委員会での話であったと。我々はそれを信じて、事を、前向いていかなあかんということで進めてまいりました。しかし、いろんな反対も出て、住民からの意見も出た。私もこの話は、長く議員もさせていただいて、古いことを知ってる人間として、これは何らかの対応をしなあかんということで働きかけたところでもあります。

その中で、8月の終わりやっただと思えます。8月の終わりに、国道事務所をよく知っているという方からご連絡をいただきまして、国道事務所さんはそのようなことを言ってませんよと。何らかの話合いの違いがあるんじゃないですかということを私に言ってこられました。また、私とその地域の方の区長さんのところへ、それを申されました。聞いた以上、私もほ

っとくわけにいかないじゃないですか。私1人でまず榎原の国道事務所の出張所にその話を持って行きました。それについては、国道事務所の本署へ行って、上司と話をしてくださいと行って、向こうから日にちを指定されて、8月の終わりだったか、ごめんなさい、9月の初めだったか、9月議会始まる前に国道事務所へ1人で私も行かせていただいたら、そこでおっしゃったのは、短期ということで確かに葛城市さんにお貸しをしてきたと。これの期限は確かに9月30日ということで決めているので、決めた以上はそのお話ということで、一旦返してくださいと言ってますけども、しかし、継続的に借りる方法もあるので、そちらを使われたら借りるということも可能ですということを私に国道事務所さんの課長さんがおっしゃったわけです。

それであるならば話は違うやんかということで、9月の議会の委員会の中でそれを申し上げたら、阿古市長も今まで一生懸命されてたよってにあないなったんやと思うけども、そんなん違くと、こうおっしゃられた。その後、当時の9月のときの厚生文教常任委員長らも踏まえて、私も、そして部長と一緒に国道事務所と話し合いをしたわけですよ。ここに差がありますよね。市側の捉え方、国道事務所さんと葛城市との関係ということの説明受けてる部分と、私が行って来て説明を受けた部分とは差がありますよ。これについて、私が聞いているのは、絶対返さなアカンというものではございませんと。絶対返してほしいと言ってますと言われた以上、相手、3人か4人おられましたけども、また、会ってきた人についてのお名前と名刺については、部長や市長にもお渡ししたというふうに記憶しています。その後どうい話し合いになってるか、また部長は調べておくということでございましたので、奈良国道事務所の考え方について調べてもらってると思います。正確にお答えください。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 この質問につきましても、9月9日の厚生文教常任委員会で長時間ご議論いただきました。そのときと同じ答弁になりますが、お答えをさせていただきます。

藤井本議員から、先方に行かれた際、葛城市と奈良国道事務所との間では、9月30日までの一時占用の履行期間であるので、9月30日までですよというお話をさせていただきましたということです。あと、延長をできるのではないかと質問をいただいた中で、奈国の課長は、ゼロか100かと言われれば、一般論としてゼロではないとお答えになられております。

現在、全ての高架下を誰にも貸していないかとなれば、公園、駐車場等で貸出しがあることから、そうお答えになられました。私どもも、ただ単に延長してくださいという協議をしてきたものではありません。当初3年の約束で借用させていただきましたが、その後お願いをし、ここまで借用させていただきました。その期間が9月30日であったことから、今回移転をいたしたことになるっております。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 だから、ここに差があるんですよ。私が行ったときには、一時的な借入れの繰り返しだけでなく、確かに手続は必要やおっしゃってました。手続は必要ですけども、継続的に借りるという方法があんねんから、それをされたらどうですかということをおっしゃ

た。そのことを今、部長は答えていただいたわけですね。今、調べてもらったように、奈国の課長は、ゼロか100かと言えば、一般論としてはゼロではないと答えられたと。ゼロではないですよと答えたということを経理に報告されたんであろうかと思えますけども、そうです。必ずや貸せるというものでもないということは言うたはりました。何でもゼロか100では、何にしたって、これから議論していくことというのは、100%決まったものでもないし、全くあかんというものもないねんから、ゼロか100かというたら、ゼロではない、100でもない。こんなによくある話ですね。

その中で私自身は、ゼロか100でないんやったら、それに挑戦というんですか、申請をなぜしないんですかと。普通そうなりません。ゼロでもない、100でもないと言われてんのやったら、今まで借りてきたところ、また高架下というのは、非常にこの作業にとって使いやすい部分であろうかと思えますので、ゼロか100でないんやったら、今、部長言うたとおりにやと思いますわ。これがゼロか100ではない。10なのか50なのか80なのか。それはもう抜きにして、可能性もありますよ。でもということじゃないですやんか。ということですよ。可能性もありますよと。この可能性にかけて、なぜされないんですか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 このゼロか100ということについては、相手方が高架下をどこにも貸してないのか、貸してるのかというためのゼロか100という答えを相手方がされたわけです。今回の堆肥場につきましては、そういうふうな高架下でやることについては、もともとあまりそぐわないということからスタートしているわけですので、それで短期間の3年間という、要は借用させていただいてた中で、場所が見つからないということをお願いをし、お願いをし、延長のほうをさせていただいております。そやから、ゼロか100かというその話については、相手さん方が高架下をどこにも貸していないのか、貸しているのかというゼロか100であって、この堆肥場につきましては、ここまで延長していただいて、再度の延長はないというふうなことでございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 だから、部長が言わはるのは、私が聞いてきてるのはちょっとおかしいということやろうけども、私、でも、駐車場や公園っておっしゃったっけ。それに貸してる場所あるけど、堆肥場には貸してるところがない。そりゃそうですやん。奈良県で堆肥場、うちしかこんなんやってないときき答えてんねんから、ほかにないのは当たり前ですやんか。奈良県も。そうでしょう。これが悪いことやってるといふか、何か心配があるというものであれば、それは、私は、国交省関係も、もう何とかしてくださいとなるかわからないけども、国からも推奨されてると私は思いますよ、堆肥化施設というのは。そういうことをしようとするのに、国交省はほんまにあかんと言うのでしょうか。部長の今の、一般論として公園とか、駐車場によう貸して。堆肥場にはないと言うけど、堆肥場そのものがないねんから、一番先に答弁求めてるけどさ、ないねんから、当たり前の話やと私は思うんで、ここは挑戦していただきたいと思います。

もう一つ、あのとき、常任委員会の委員長もおられて発言もされてるけども、堆肥化施設

は発火性があるということ指摘を受けてるというお話をされました。それを地域の方が聞いて、私、どの委員さんが言ったのかは忘れまじけども、国道事務所から、堆肥化施設は発火性があるのではということも言われているのでということを知った地域の方は、発火性のあるものをなぜこの山麓地域に持ってくるのかということ議論になってるねんというお話を聞いておりますけども、まず、国道事務所がそのように言ったというお話は何人も聞いてます。私も聞きました。あるのかないのかと、その部分について、堆肥化施設が発火性あるのかないのか。ここをきちっとしておいていただきたいと思ひます。発火性あるから、火が出るおそれがあるので、国道事務所が出ていってくださいと、もう駄目ですよと、あまり長くは貸せませんよというのなら、これは理解できると思ひます。そこはきちっとお答えを求めておきます。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 堆肥をつくるに当たっての発火性というのはございませぬ。東京のほうとかいろいろ調べさせていただいたんですけども、発酵が60度ぐらいにしかありませんので、堆肥をつくることについて燃えるという事例はないというように聞いております。もともとバイパス下であって発火というのは、おひさま堆肥をつくるに当たって、落ち葉等を混ぜてつくらせていただくわけです。その落ち葉が燃えることによって、上を車が通ってるので、そういう燃えるものを置いてはあきませぬよという指導を受けました。今回あの場所に移転をさせていただいたときに、あえて落ち葉を集める必要もなく、その辺に落ち葉がいっぱい落ちておりますので、その辺の落ち葉を利用して、今、堆肥のほうをつくらせていただいておりますので、堆肥そのものが燃えるというものではなく、それと一緒に混ぜる落ち葉等が燃えたらどうするのというようなご指摘を受けたということでございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 だから堆肥場のところで、ここまで詳しく説明を受けてなかつて、聞き方も悪かったのか分からないですけども、落ち葉が燃えるとかいうたら、全ての落ち葉なんて葛城市に多いわけですから、それをもって奈国がというお話もされたと思ひます。この話ばかりやっていると時間何ぼでもなくなってきたので、これ、副市長、ほんまに話できないですか。環境省が勧めてるという事業でしょう。これを国交省はあかんてほんまに言うのやろうか。私、1回、ここはもう答弁、いくでも検討するでも何でもいいけども、ほんまに考えてほしいと思ひますよ。そりゃそうやん。先ほど答弁もうてるように、奈良県でうちしかやってないわけですやん。だから公園とか、そんなんしかないって当たり前の話であつて、すばらしい、葛城市が自信を持ってやってる事業なんでしょう、おひさま堆肥事業というのは。国道事務所に話をしてくださいよ。要望と違つて、お答えいただきたいと思ひます。簡単でもいいから。

増田議長 東副市長。

東 副市長 通告にございませぬけれども、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

藤井本議員に確認と、反問権でもないですけども、奈国の課長に聞かれたというのが、私ども、課長とかが頼んで聞いた課長とはまた別の、次の課長さんやったと思ひますよね。そこで見解が、見解は一緒かもわかりませぬけども、今、部長が答弁したとおりで、そこに

微妙なニュアンスの違いがあつて、藤井本議員と我々とのとり方が違うのかなというふうに思っておるところでございます。ですから、答弁は部長の答弁したとおりでご理解いただけたらと思います。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 だから私は新しい課長と話をしたと。新しい課長と話をして、今まで葛城市は古い課長と話してて、そこに微妙な差があるということやね。ここはもう、こればかりやるともう次進めないんであれやけど、何とか解決しましょうよ。私ももやもやするやん。わざわざ行って、議員として行ってですよ、まちを代表するような気持ちで奈国へ行ってのわけやん。奈国かて、来てくださいということでしたよ。あんまりそういうことはしないらしいけども。そこでそういう説明を受けてるねんから、私も意地というものがあるやん。でも、皆さん方も一生懸命やってきた意地というものがあるやろうから、ここは時間をかけて調整しましょう。副市長が言うてるとおり、そういきますから、覚えといてくださいね。

じゃあ、次行きます。地域の方の心配として、最近テレビ見てたら、本当に奈良県出身の高市総理もよく出てきはるけども、獣被害というのも非常に毎日のように出てくるわけですよ。この地域では、葛城市では、葛城市全体として、またこの地域も含めて、イノシシというのが一番の被害であろうかと思えます。この状況について分かる範囲でご説明いただくとともに、今の施設自身がそれに、9月からやから影響してるかどうか分からないだろうけども、そういったところも含めてお答えください。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

葛城市内の有害鳥獣による被害状況につきまして、一例を申し上げます。奈良県農業共済組合中部支所に問合せを行ったところ、農作物共済、いわゆる水稲共済の補償対象となった有害鳥獣による被害の件数は、令和5年度2件、令和6年度3件、令和7年度ゼロ件で、いずれもイノシシによる被害となっております。

次に、イノシシの捕獲頭数につきましては、令和5年度は、新庄地区35頭、當麻地区19頭、合計54頭、令和6年度は、新庄地区51頭、當麻地区17頭、合計68頭、令和7年9月末現在で、新庄地区14頭、當麻地区26頭、合計40頭となっております。

なお、イノシシなど有害鳥獣による被害状況につきまして、堆肥場移転による影響は見られませんが、周辺住民の不安を和らげるために、猟友会の方々に捕獲用檻及びくくりわなの設置状況や、パトロール人員の配置について再度見直しを行っていただき、今まで以上に被害防止にご尽力していただいております。また、捕獲用檻を新たに購入し、堆肥場の周辺にも設置させていただいているところでございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 先ほど令和5年度、令和6年度ということで、イノシシの捕獲頭数ということをお示しをいただきました。これは出てきて被害を与えた、被害件数じゃなくて、捕獲をしたということなので、一概にどれだけの被害があるかということとは分からないわけですけども、令和6年度だったら、新庄地区で51、當麻地区17、68頭を捕まえていると。この3年間でいうと

一番多い時期ですよ。このときにここに決定をするということも、どうしてかなというのは私にはありますけども、次に進みたいと思います。

私もNPO法人の方ともお話もさせていただいたことあるんですけども、やはり高架下のような、高架下でちょうど屋根と言うてええのか、暑さもしのげる、風も入る、雨もしのげると、こういう場所が非常にいいというのを以前から聞いておったわけでございますけども、今度行ったところは、部分的な屋根というのはございますけども、屋根もないという中で、大雨とか夏の暑さというのは非常に厳しいものがあるかと思います。この辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 移転後約2か月たつわけですが、現時点では問題はないと考えております。また、夏の暑さにつきましてはまだ経験しておりませんので、お答えをすることは差し控えさせていただきます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 9月に移転してんから、夏の暑さは分からないと、今お答えできないということですけども、普通に考えて、猛暑と言うてええのか、すごい気候の中での話ですから、私は予想できるものがあると思いますよ。この辺も今後の課題として、また、雨の場合、高架下なら、幅何メートルあるのか分からないけど、ずっとぬれないですけども、あれ、大雨降ったらどうなるのかというような不安もありますので、そこんとこをよろしく願いいたします。

時間が迫ってまいりましたので、急いで次へ進みたいと思います。3月議会でも、また6月、9月議会でもこの話をしてきましたけども、私も知らなかったことです。なぜ理事者の方は説明してくれなかったのかと思ってんですけども、ここが急傾斜地であると、レッドゾーンであるということを知りました。これが本当であるのかということと、レッドゾーンに指定されたのはいつなのでしょう。また、そんな中で堆肥場を建設をされるということについて問題はないのか、お答えください。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 区域に指定されましたのは平成28年3月25日でございます。区域が指定された場合、市民の方々に公表することが一番大事になります。その上で災害情報の伝達や避難が迅速に行えるよう、警戒避難体制を整備することが重要です。指定をされますと、開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等の制約がかかってまいります。今回の堆肥場の場所につきましては、土地の切土、盛土を行っておらないことから、県への許可申請の必要はございません。このようなことから、現時点では問題はないと考えてはおりますが、区域には間違いのないことから、注意をして運用してまいります。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 これは私も知らなかった。用途地域とかもよう見といたらよかったですけども、議会でも議論をしてないです。なぜこういうことを言ってくれないのか。もう総論になってしまいますけども、今まで言ってきた中で、ここは最適な土地やねんということをおっしゃるけど、ほんまにこういう話が後から出てきてるわけです。これがなぜ後から出てくるかという

と、やっぱり急ぎ過ぎなんですよ。令和6年度から話を進めてるのに、議会に報告何もなくて、令和7年度の3月議会で初めて出してきて、ばばっとういっただいというところに私は大きな問題、私らも反省しないと駄目なわけですけども、あると思いますよ。これが最優先地なのか。よく考えてくださいよ。レッドゾーンに指定されている。これを最優先地だと考えているのが今の葛城市。ここ、よく考えていただきますようお願いします。

次に進みます。委員会の中でも、これを造ることによってバーベキュー広場がなくなる。バーベキュー広場のファンも、一般的に言うと、多くというのか、葛城市のみならず、よくつくっておられますけど、バーベキュー広場がなくなる。それについては今後考えていくということでしたけども、これについてどこまで進んでいるのでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 この質問につきましても3月の予算委員会で答弁をさせていただいておりますが、今後、バーベキュー場の要望も確認をしながら検討してまいりたいと考えております。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 ほんまにもうこれはお願いでしかないですけども、1つの何かの施設を廃止するときというのは、もう次のとこを考えてそこへ移るねんとか、もう全然無視してますやんか、バーベキュー広場というものを、今後考えていくのに。これはバーベキュー広場を移転させる。これが、私、今となれば、レッドゾーンやってんから移転させたらええと思いますよ。そない言うたら反対されてる方も、私は納得されると思います。でも移転するんだったら移転先を考えて、順次動かしていくという順序立てたやり方をしないと、これは本当に駄目やと思いますよ。いろんな、堆肥場のみならず、今後そのような形でお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。今申し上げてるように、おひさま堆肥場、生ごみの堆肥化施設が山麓公園の多目的広場へ移りました。その中で、利用者さんとか、利用されてる方、またはここで働いておられる方、NPOの方、その方らのご意見とか、また利用者の数がどうなったとか、向こうへ変わられてからどうなってるかということ、分かる範囲でお示しをいただけるのでしょうか。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 新しく移転をしましたおひさま堆肥場でのNPOさんのご意見としては、いい施設を造ってくれたなということで喜んでいただいております。また、おひさま堆肥事業に賛同されている会員の動向や意見はということでございます。この移転により便利になった方、不便になった方、いろいろおられると思いますが、特段意見は聞いておらないのが現状でございます。また、移転後、この事業に参加したいということで、新規登録者も増えてきておるところでもございます。特に若い方が登録をしていただいております。

以上でございます。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 非常に遠くなったなというのは、市民皆さんの思いであろうかと思っておりますけども、今、移転後、会員数が増加傾向にあると、このようにおっしゃいました。増加傾向にあるのならば、その部分だけを捉えると喜ばしいことだと思いますけど、実際のところ、数で言うたら、

今どれぐらいの会員数の方、きちっとでなくても結構です。それが、100が150になったのか、1,000が1,500になったのかというレベルでも結構ですから、単位だけでも教えていただけないですか。増加したということでしょう。

増田議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 今現在の総数が500ちょっとの全体の会員数でございます。新しくなってからは数名程度の申込みでございます。何十とか何百とかではございません。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 だから会員数が増加したと。あそこ、盛ってるのを私らも見にいったら、そんなに増えてると思わないですよ。会員数というのは、やめるとかいうより、新しく入られたら増えていくから、数名が増えたということですよ。

市長にもお伺いをしたいところでありましたけど、もう時間、もう次のところに進みますので、この件は、今、部長らがいろいろお答えをいただきました。私も要望を出しました。これについては、また引き続き、何らかの形で、私がお話するか、それか委員会でお話するかということになるかと思えますけども、葛城市の新聞等にも載ってる大きな問題であるというご認識を忘れることなく、市長は1回行かれたということだけですけども、もっとやっぱり足を運ばんなんと思えますよ。そして、ちゃんとこれを解決をしていただくことは、これについてはお願いをしておきたいと思えます。

2問目の、農業経営者の市町村融資の新設について。これは私の前回の6月議会にも出してたんですけども、なかなか前のときもよくしゃべったもので、これにいけなかったということですよ。私もこれを思い出すと、議席番号1番でそこに座ってたときやと思えます。合併してすぐ平成17年に、もともと私自身が金融機関出身でございましたので、市が利息を出す。また利息を一部出す。また保証料という費用も出すという制度を多くの市町村がやられているので、このとき、商工業者の融資に葛城市の特別融資というのをつくってくださいということをお願いして、当時の石田部長でしたかな。すぐにやっていただきました。今ここへ来て国を見てみると、農業というものが大きな問題になってます。なぜ農業が使えないのかという部分と、ぜひとも農業の融資についても、今、各金融機関も積極的になってきてます。同じように保証料というのが払われてるわけですよ。

同じ車買うにしたって、商売してる、工場やってるといった人がトラック買おうと思ったら、この市特別融資というのは使えるわけですよ。でも、農業やってますねん。軽トラ買いますねんといった場合は使えないわけですよ。ここに私は矛盾を感じてます。矛盾を感じます。今の現状と、これからそれをやっていただきたいということをお願いするわけですけども、6月議会でも言って、打合せもしておりましたので、一言で、1回で済ませたいと思えますので、お答えください。今現在、商工業でやってる市特別融資の現状と、それと農業を入れられるか、入れられないかということ提案をしてるわけなので、それを一緒にくたにお答えいただきたいと思えます。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 現在、葛城市では、葛城市中小企業資金融資規則に基づき、運転資金、設備資金、

創業支援資金など、融資を受けようとする中小企業者に対して支援制度を実施しております。内容といたしましては、中小企業者が奈良県信用保証協会に支払う保証料の70%を補助するとともに、金融機関に支払う貸付利率1.8%のうち0.8%を補助するものでございます。

なお、農業、林業などにつきましては、中小企業信用保険法施行令第1条第1項で対象外となっているものでございます。農業者に対する制度資金につきましては、国の制度として、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金、青年等就農資金などがございます。貸付け対象者につきましては、資金によって異なりますが、認定農業者及び新規就農者などが対象となっております。また、これらの制度の対象とならない農業者に対する制度資金につきましては、まずは農業信用基金協会や金融機関と実現可能かどうかなど研究してまいりたいと考えております。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 ぜひ、私が金融機関とも話をしたら、システム上は可能であろうと、同じことであろうと、保証協会について。保証協会そのものが違う保証協会になりますけども、可能であろうかということですけども、これは全国的に、私も調べましたけど、ないんですよ。やってないんですよ。でも農業をこれからやらなあかんというのに、私は、今の時代にこれはほんまに必要やと思ってます。よそがやってないからしないと違って、まず葛城市から、1回やってみよう、葛城市から発信しようというぐらいの気持ちで、何かそこにハードルがあつて駄目やというんだったらしょうがないけども、今、駄目やというものは見つかってないわけですから、これについては、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう最後2分しかないですけども、抽象的なんで結構です。看板立って、さきの問題になるけど、市長、私はもう何をしますということを答えてもらわんでもいいですから、ここは温かくなって、熱を入れて取り組んでいただくという言葉をいただきたい。そのことで、もう具体的に何がどうのという時間ございませんから、冷たければ何もできないですよ。やっぱり熱くならないと、こんな問題は。そこのお答えをいただきたいと思います、市長に。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 質問されるとは聞いておりませんので、ルールの的にはお答えする必要は全くないと感じておるんですけど、部長が答弁をもう何度もしておりますので、そのとおりでございます。地元の皆様方には、10月にお伺いいたしまして、部長や課長が話すのではなく、市長が話せということでしたので、話の内容、ほとんど1時間以上ありましたですか、私させていただきました。その中で、最終的なご質問の中では、これは移転は可能なんですかと、移転してほしいという話をされたように記憶しております。残念ながら、いろんな対策については最大限させていただきますが、移転については考えておりませんということをお伝えして、その場を去ったように記憶しております。要望書につきましても、返答の内容はそのような返答内容になっております。前向きな形でおひさま堆肥事業を見つめていただけたらと思います。

過日の山麓ウォークにおきましても、地域の中で初めておひさま堆肥場をご覧いただいた

市民の皆様方がおられました。その中で何名かの方が新しく会員になっていただいたこと
もごさいます。子どもたちがにぎやかにあの地域で地球の環境を考え、循環型社会の教育の一
環としてその場を活用できる、そんなにぎわいのある、意義のある場所にさせていただけた
らと思います。平岡の皆様方には、いろいろとご意見、ご指導賜らなければいけません
が、どうぞ温かい目でご理解をいただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

藤井本議員 もう時間が来ましたから終わります。

増田議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月22日午前10時から再開をいたしますので、午前9時30分にご参集を願
います。

なお、10日から16日までの間、各常任委員会、議会改革特別委員会、予算特別委員会、
(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会がそれぞれ開催されますので、
よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時47分